

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律等を受けた関連通達の改正について 新旧対照表

○大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成４年７月３１日付け４貿局第２８３号）	1
○外国為替及び外国貿易法第２５条第１項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号）	9
○特定貨物・役務取引等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）（平成６年３月２５日付け貿易局安全保障貿易管理課）	30
○輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）（平成６年３月２５日付け貿易局安全保障貿易管理課）	40
○大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）（平成８年４月９日付け貿易局安全保障貿易管理課）	48
○通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成８年９月４日付け８貿局第３６５号）	54
○輸出許可・役務取引許可に係る審査期間等について（お知らせ）（平成１１年６月１８日付け貿易局安全保障貿易管理課）	57
○同一契約において輸出許可と役務取引許可の申請が必要となる場合の一括申請について（お知らせ）（平成１１年６月１８日付け貿易局安全保障貿易管理課）	58
○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成１２年３月３１日付け平成１２・０３・１７貿局第４号）	60
○輸出許可等に係る申請書及び添付書類の郵送による提出等について（お知らせ）（平成１２年３月２２日付け貿易局安全保障貿易管理課）	61
○輸出貿易管理令別表第１の２の項（１）から（８）まで又は（１０）若しくは（１０の２）に掲げる貨物の輸出許可等について（お知らせ）（平成１３年５月１６日付け貿易経済協力局安全保障貿易管理課）	63
○輸出貿易管理令第４条第１項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の第三号イ及び第四号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて（平成１４年３月２９日付け平成１４・０３・１８貿局第１号）	65
○輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン（平成１５年４月１５日付け平成１５・０４・０１貿局第１号）	67
○包括許可取扱要領（平成１７年２月２５日付け平成１７・０２・２３貿局第１号）	68
○大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について（平成１７年４月１日付け平成１７・０３・３０貿局第７号）	92
○外国為替及び外国貿易法第２５条第１項第二号の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について（平成１８年１２月２２日付け平成１８・１２・１８貿局第３号）	94
○通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について（お知らせ）（平成２０年１０月３１日付け平成２０・１０・１７貿局第４号）	104

○「外国ユーザーリスト」について（平成21年7月24日付け平成21・07・21貿局第3号）109
○輸出管理社内規程の届出様式等について（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第6号）111

大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成4年7月31日付け4貿局第283号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）<u>第25条第1項、同法第48条第1項又は外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）第17条第2項の規定に基づく大量破壊兵器関連貨物・技術規制及び大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制の的確な実施を確保するため、外為令別表の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出若しくは当該技術を内容とする情報の電気通信による送信（以下「取引に関する行為」という。）又は輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、別記1に掲げる取引、当該取引に関する行為又は貨物の輸出に該当する場合は、許可申請をする前に、別記1の1から7までのいずれか（5を除く。）に該当する取引、当該取引に関する行為又は輸出にあつては別記2の1の調査事項について十分に調査し当該技術又は貨物が大量破壊兵器の開発又は製造を助長する懸念がないとの判断の上、別記1の8に該当する取引、当該取引に関する行為又は輸出にあつては別記2の2の事項に該当する場合に、それ</u></p>	<p>(略)</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）<u>第25条第1項第一号又は同法第48条第1項の規定に基づく大量破壊兵器関連貨物・技術規制及び大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制の的確な実施を確保するため、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引又は輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であつて、別記1に掲げる取引又は貨物の輸出に該当する場合は、許可申請をする前に、別記1の1から7までのいずれか（5を除く。）に該当する取引又は輸出にあつては別記2の1の調査事項について十分に調査し当該技術又は貨物が大量破壊兵器の開発又は製造を助長する懸念がないとの判断の上、別記1の8に該当する取引又は輸出にあつては別記2の2の事項に該当する場合に、それぞれ別記3に従った書類及び別記4に従った誓約書等を当該許可申請の添付書類として提出して下さい。</u></p> <p>なお、本件は平成14年7月15日から実施します。</p>

ぞれ別記3に従った書類及び別記4に従った誓約書等を当該許可申請の添付書類として提出して下さい。

なお、本件は平成14年7月15日から実施します。

別記1

1 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）別表第1の別紙の（注2）に定める「ろ地域」を仕向地又は提供地（技術の提供を受ける非居住者が属する外国、技術を記録した媒体の仕向地又は技術情報が受信される外国を含む。以下同じ。）とするもの

2

（1）輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物として輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）第2条第1項第一号に該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とするもの。ただし、1契約において輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる軍用の化学製剤の原料となる化学物質の量が20キログラム以下のものを輸

別記1

1 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第1の別紙の（注2）に定める「ろ地域」を仕向地又は提供地とするもの

2

（1）輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物として輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第2条第1項第一号に該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とするもの。ただし、1契約において輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる軍用の化学製剤の原料となる化学物質の量が20キログラム以下のものを輸出する場合を除く（特に指示する場合はこの限りではない。）

出する場合を除く（特に指示する場合はこの限りではない。）

- (2) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第3号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地又は提供地とするもの
- (3) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからリまで若しくは第三号へからヤまでのいずれかに掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の③に定める「はの③地域」を仕向地又は提供地とするもの。ただし、1契約において輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質又はその原料となる物質の量が20キログラム以下（貨物等省令第2条第1項第二号ホに該当する貨物については1キログラム以下）のものを輸出する場合を除く（特に指示する場合はこの限りではない。）
- (4) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからホまで若しくは第三号へからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関

- (2) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第3号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地又は提供地とするもの
- (3) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからリまで若しくは第三号へからヤまでのいずれかに掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の③に定める「はの③地域」を仕向地又は提供地とするもの。ただし、1契約において輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質又はその原料となる物質の量が20キログラム以下（貨物等省令第2条第1項第二号ホに該当する貨物については1キログラム以下）のものを輸出する場合を除く（特に指示する場合はこの限りではない。）
- (4) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからホまで若しくは第三号へからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、イランを仕向地又は

する行為であって、イランを仕向地又は提供地とするもの

(5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号へからりまで若しくは第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域を仕向地又は提供地とするもの

(6) 輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物の輸出若しくは当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出若しくは外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙の(注4)に定める「に地域」を仕向地又は提供地とするもの

3 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の4の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙(注6)に定める「へ地域」を仕向地又は提供地とするもの

4 輸出令別表第1の3の項(2)7若しくは9若しくは4の項(4)、(13)、(15)2若しくは4、(16)若しくは(24)に該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為のうち、輸出令別表

提供地とするもの

(5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号へからりまで若しくは第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域を仕向地又は提供地とするもの

(6) 輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物の輸出若しくは当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引又は3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出若しくは外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術であって、運用通達別表第1の別紙の(注4)に定める「に地域」を仕向地又は提供地とするもの

3 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の4の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙(注6)に定める「へ地域」を仕向地又は提供地とするもの

4 輸出令別表第1の3の項(2)7若しくは9若しくは4の項(4)、(13)、(15)2若しくは4、(16)若しくは(24)に該当する貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、輸出令別表第1又は外為令別表の2の項に該当するものであって、アイス

第1又は外為令別表の2の項に該当するものであって、アイスランドを仕向地又は提供地とするもの

5 (略)

6 「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年経済産業省告示第758号)に掲げる貨物(以下「告示で定める貨物」という。)若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物又は「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成8年8貿局第365号)付表に掲げる技術(以下「付表に掲げる技術」という。)若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの(技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。)が確定していない場合(役務取引許可、特定記録媒体等輸出等許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)

(1) 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為のうち、別記5の1に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

(2) 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為のうち、別記5の2に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

ランドを仕向地又は提供地とするもの

5 (略)

6 「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年経済産業省告示第758号)に掲げる貨物(以下「告示で定める貨物」という。)若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物又は「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成8年8貿局第365号)付表に掲げる技術(以下「付表に掲げる技術」という。)若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの(技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。)が確定していない場合(役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)

(1) 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供のうち、別記5の1に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

(2) 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供のうち、別記5の2に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

7 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為のうち、別記5の1に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

(2) 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為のうち、別記5の2に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

8 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を提供地又は仕向地とするもの

別記2

1 別記1の1から7までのいずれか（5を除く。）に該当する取引、行為又は輸出

① 技術の提供を目的とする取引の相手方、当該技術を記載若しくは記録した特定記録媒体等の輸入者若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の受信者又は貨物の輸入者（以下「輸入者等」という。）及び需要者等の存在及び身元

7 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供のうち、別記5の1に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

(2) 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供のうち、別記5の2に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

8 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を提供地又は仕向地とするもの

別記2

1 別記1の1から7までのいずれか（5を除く。）に該当する取引又は輸出

① 技術の提供を目的とする取引の相手方又は貨物の輸入者（以下「輸入者等」という。）及び需要者等の存在及び身元

②～⑯ (略)

2 別記1の8に該当する取引、行為又は輸出

① 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は当該取引に関する行為にあっては、

イ 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）又は貿易外省令第9条第2項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成21年経済産業省告示第322号。以下あわせて「告示」という。）の規定に該当するとき

ロ 貿易外省令第9条第2項第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき

② (略)

別記3

1 別記1の1から7までのいずれか（5を除く。）に該当する取引、行為又は輸出であって、需要者等が確定している場合は、

① 需要者等の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に

②～⑯ (略)

2 別記1の8に該当する取引又は輸出

① 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引にあっては、

イ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。）の規定に該当するとき

ロ 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第1項第三号の二ロ又は第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき

② (略)

別記3

1 別記1の1から7までのいずれか（5を除く。）に該当する取引又は輸出であって、需要者等が確定している場合は、

① 需要者等の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に

係る説明書

② 需要者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する
対外公表資料又は登記簿等の公式文書

を、

また、需要者等が確定していない場合（別記1の2の（2）、（4）又は（5）に該当する場合を除く。）は、

① 輸入者等から自己の所在地、事業内容、組織、資本関係、予定される販売先等に係る説明書

② 輸入者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する
対外公表資料又は登記簿等の公式文書

③ 輸入者等から当該貨物又は技術の保管方法、保管場所等についての説明書

を、可能な限り取得することに努める。

2 別記1の8に該当する取引、行為又は輸出であって、別記2の2に掲げる要件に該当する場合は、

① 需要者等の所在地、事業内容、組織、資本関係等に係る説明書

② 需要者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する
対外公表資料又は登記簿等の公式文書

を、可能な限り取得することに努める。

別記4 （略）

別記5 （略）

別記6 （略）

係る説明書

② 需要者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する
対外公表資料又は登記簿等の公式文書

を、

また、需要者等が確定していない場合（別記1の2の（2）、（4）又は（5）に該当する場合を除く。）は、

① 輸入者等から自己の所在地、事業内容、組織、資本関係、予定される販売先等に係る説明書

② 輸入者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する
対外公表資料又は登記簿等の公式文書

③ 輸入者等から当該貨物又は技術の保管方法、保管場所等についての説明書

を、可能な限り取得することに努める。

2 別記1の8に該当する取引若しくは輸出であって、別記2の2に掲げる要件に該当する場合は、

① 需要者等の所在地、事業内容、組織、資本関係等に係る説明書

② 需要者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する
対外公表資料又は登記簿等の公式文書

を、可能な限り取得することに努める。

別記4 （略）

別記5 （略）

別記6 （略）

外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改正後	現 行
<p><u>外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について</u></p> <p>(略)</p> <p><u>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第25条第1項の規定に基づき許可を要する特定技術を特定国において提供することを目的とする取引若しくは特定国の非居住者に提供することを目的とする取引（以下「役務取引」という。）又は外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）第17条第2項の規定に基づき許可を要する特定国を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の輸出若しくは特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信（以下「特定記録媒体等輸出等」という。）について運用等を下記のとおり定め、平成4年12月31日から実施する。</u></p> <p>なお、本件の実施に伴い、「外国為替及び外国貿易管理法第25条第1項第一号又は外国為替管理令第17条の2第3項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（平成3年11月7日付け3貿局第360号）」は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p><u>外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について</u></p> <p>(略)</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）<u>第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する特定技術を特定の地域において提供することを目的とする取引（以下「役務取引」という。）</u>について運用等を下記のとおり定め、平成4年12月31日から実施する。</p> <p>なお、本件の実施に伴い、「外国為替及び外国貿易管理法第25条第1項第一号又は外国為替管理令第17条の2第3項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（平成3年11月7日付け3貿局第360号）」は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象

(1) 許可を受けなければならない取引の範囲

外為法第25条第1項で規定されている許可を受けなければならない取引とは、外為令別表の中欄に掲げる技術（プログラムを含む。以下「特定技術」という。）を、①同表下欄に掲げる外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引、②特定国の非居住者に提供することを目的とする取引をいう。

①は取引の当事者の属性（居住者であるか非居住者であるか）にかかわらず、取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるものをいい、②は技術情報が受領される場所がいずれかにかかわらず居住者が特定国の非居住者に技術を提供するものをいう。

なお、外国において提供を受けた特定技術を本邦に持ち込むことなく特定国において提供するもの又は特定国の非居住者に提供するものもこれらに該当する。

ただし、公知の技術を提供する取引又は技術を公知するために当該技術を提供する取引、その他の外為令第17条第5項に基づき貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第2項各号において規定する経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては許可を受けることを要しない。

(2) 許可を受けなければならない特定記録媒体等輸出等の範囲

外為令第17条第2項で規定される許可を受けなければならない外為法第25条第3項第一号で定める行為とは、外為法第25条第1項の規定に基づき許可を受けなければならない取引に関して行われる①特定技術を内容とする特定記録媒体等の特定国への輸出及び②特定国において受信されることを

1 役務取引許可の対象

(1) 許可を受けなければならない取引の範囲

外為法第25条第1項第一号で規定されている許可を受けなければならない取引とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の中欄に掲げる技術（プログラムを含む。以下「特定技術」という。）を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引（電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等、不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為は含まない。）をいう。

(新設)

目的として行う電気通信による特定技術を内容とする本邦からの情報の送信をいい、外為法第25条第1項の取引を現に行っている者又は特定国において取引を行おうとする者が、当該取引により提供される技術について行う①又は②の行為（当該取引の相手方が明確になっていない場合を含む。）及び外為法第25条第1項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方が当該技術について行う①又は②の行為がこれに該当する（例えば、電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等により不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為はこれに含まれない。）。

ただし、外為法第25条第1項の取引について許可を受けている申請者がその許可された取引により提供される技術について①又は②の行為を行う場合は当該行為について許可を受けることを要しない。また、許可を受けた外為法第25条第1項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方が当該取引に関して行う①又は②の行為、その他の貿易外省令第9条第1項において規定する経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するために特に支障がないと認めて指定した行為についても許可を受けることを要しない。

(3) 用語の解釈

外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易外省令及びこの通達における用語の解釈は、別紙1に掲げるもののほか、次のとおりとする。

ア～ケ （略）

コ プログラム媒体の取替えが物理的に困難であるものには、半田付けの状態にあるものも含まれる。

(2) 用語の解釈

外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）及びこの通達における用語の解釈は、別紙1に掲げるもののほか、次のとおりとする。

ア～ケ （略）

コ 情報を記録したものの提供とは、情報を記録したものの引渡し、電磁的記録の提供（電子メールによる送信を含む）又はファクシミリ装置を用いた送

サ 取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくもの
いい、提供することを目的とする取引とは、取引の相手方に対して技術を対
外的に提供すること自体を内容とする取引をいう。

シ 特定国の非居住者とは、外為法の規定及び外国為替法令の解釈及び運用に
ついて（昭和55年蔵国第4672号）に規定する基準に基づく自然人又は
法人であって、特定国に属する（居所若しくは住所又は主たる事務所の所在
を判断の基準とする。）者をいう。

ス 取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるとは、当該取引に
おける契約上の履行地が特定国であることをいう（特段の定めがなければ取
引の相手方の居所、住所又は主たる事務所の所在地が契約上の履行地である
と考えられる。）。

セ 許可を受けた外為法第25条第1項の取引により技術の提供を受けた取引
の相手方とは、契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている
限度において当該技術を利用する者を含む。

ソ 外国において提供を受けたとは、取引の相手方に提供する技術を外国にお
いて第三者より提供を受けたことをいう（居住者の指示により、第三者から
取引の相手方に対して、直接特定記録媒体の提供又は技術情報の電気通信に
よる送信が行われる場合を含む。）。

(4) 許可を必要とする時点

外為法及び外為令に規定する役務取引許可、特定記録媒体等輸出等許可を

信による情報の提供をいう。なお、電磁的記録とは、フラッシュメモリー等
の電子的記録媒体、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク、
ハードディスク等の磁氣的記録媒体、CD、マイクロフィルム等の光学的記
録媒体その他の記録媒体において人の知覚によっては認識することができな
い方式で作られた記録をいう。

サ プログラム媒体の取替えが物理的に困難であるものには、半田付けの状態
にあるものも含まれる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 取引の時点

外為法及び外為令に規定する役務取引の時点は、次によるものとする。

必要とする時点は、それぞれ次に掲げる時点とする。

① 外為法第25条第1項の規定に基づく許可

ア 貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物の取引の相手方に対する引き渡しより前の時点

イ 技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術の居住者（特定国において提供する場合に限る。）又は非居住者に対する提供より前の時点

注：ただし、許可が必要となる取引について外為法第25条第1項の規定に基づく許可を受けずに当該取引に係る技術について輸出等を行う場合は、①で定める時点に達していない場合であっても、以下②に掲げる時点において外為令第17条第2項の規定に基づく許可を受けることを必要とする。

② 外為令第17条第2項の規定に基づく許可

ア 外国に向けた特定記録媒体等の船舶又は航空機への積み込みより前の時点

イ 特定国において受信されることを目的とした、電気通信による特定技術の内容とする情報の電気通信設備からの送信より前の時点

2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可

(1) 根拠法令及び事務の取扱い

① 外為法第25条第1項の規定に基づく許可

イ. 特定技術を特定国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者

又は

ア 貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物を非居住者に引き渡したとき又は非居住者に提供することを目的として外国に向けた船舶若しくは航空機に積み込んだときのいずれか早い方

イ 技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術が非居住者に提供されたとき

(新設)

2 役務取引の許可

(1) 根拠法令及び事務の取扱い

特定技術を非居住者に対して提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、外為法第25条第1項第一号の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

ロ. 特定技術を提供する場所の如何にかかわらず特定国の非居住者に提供する
ることを目的とする取引を行おうとする居住者
は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

② 外為令第17条第2項の規定に基づく許可

①の取引に関して

イ. 特定技術の内容とする特定記録媒体等を特定国に輸出しようとする者
又は

ロ. 特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技
術の内容とする情報の本邦からの送信を行おうとする者
は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

ただし、①の許可を受けている場合には、この限りではない。

なお、この経済産業大臣の許可（有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。）に関する事務は、別紙2-2に定める事務取扱区分により、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第12条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）に定める一般包括役務取引許可及び特定包括役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。

(2) 許可の申請

① 役務取引の許可の申請は、貿易外省令第1条第1項第三号に規定する役務取引許可申請書（貿易外省令別紙様式第3）に別紙3に掲げる書類を添付し

なお、この経済産業大臣の許可（役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。）に関する事務は、別紙2-2に定める事務取扱区分により、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第12条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）に定める一般包括役務取引許可及び特定包括役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。

(2) 許可の申請

役務取引の許可の申請は、貿易外省令第1条第1項第三号に規定する役務取引許可申請書（貿易外省令別紙様式第3）に別紙3に掲げる書類を添付し

て行うものとする。

② 特定記録媒体等輸出等の許可の申請は、貿易外省令第1条第1項第三号の二に規定する特定記録媒体等輸出等許可申請書（貿易外省令別紙様式第3の2）に別紙3に掲げる書類を添付して行うものとする。

(3) 有効期限の延長又は許可証の内容変更の申請

役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請は、貿易外省令第2条第3項に規定する変更許可申請書（貿易外省令別紙様式第5）に別紙4に掲げる書類を添付して行うものとする。

(4) 輸出許可申請と同時に行う申請

同一の契約に基づき、外為法第48条第1項に基づく許可（以下「輸出の許可」という。）及び役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可の申請を同時に行う場合は、重複する添付書類を省略することができる（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課若しくは農水産室（以下「貿易審査課若しくは農水産室」という。）又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている輸出の場合を除く。）。

(5) (略)

(6) (略)

3 税関長の確認等

外為令第18条の2は、外為法第54条第1項に基づく規定である。

(1) 確認の時期等

(イ) 税関長が行う輸出の確認は、郵便物については税関の検査のとき、その他の貨物については税関に輸出申告が行われたときに、それぞれ行うものとする。

て行うものとする。

(新設)

(3) 有効期限の延長又は許可証の内容変更の申請

役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請は、貿易外省令第2条第3項に規定する変更許可申請書（貿易外省令別紙様式第5）に別紙4に掲げる書類を添付して行うものとする。

(4) 輸出許可申請と同時に行う申請

同一の契約に基づき、外為法第48条第1項に基づく許可（以下「輸出の許可」という。）及び役務取引の許可の申請を同時に行う場合は、重複する添付書類を省略することができる（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課若しくは農水産室（以下「貿易審査課若しくは農水産室」という。）又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている輸出の場合を除く。）。

(5) (略)

(6) (略)

(新設)

(ロ) 税関長が行う輸出の確認は、①税関に輸出をしようとする者から特定記録媒体等輸出等許可証が提出された場合、又は②外為令第17条第2項の規定による許可を受けずに特定記録媒体等が輸出される懸念があるとして、経済産業大臣が輸出者名、仕向人名、仕向地、積込港、輸出の時期（携帯して輸出されるものについては、輸出者の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地、出発日時、出発便名）、特定記録媒体等の種類、その他参考となる事項等、個別・具体的情報を提供した場合に行うものとする。

なお、信書については、この確認を必要としない。

(2) 確認の書類

税関長が輸出の確認のため提出又は提示を求め書類は、次のとおりとする。

(イ) 外為令第17条第2項の規定により許可を必要とするものについては、

特定記録媒体等輸出等許可証

(ロ) 経済産業大臣が輸出を行う場合は、これを証する書類

(ハ) 輸出の許可の条件として、特定の書類を税関長に提出又は提示することとされている場合は、その書類

(ニ) その他税関長が特に必要と認める書類

(3) 確認の内容

輸出をしようとする者から特定記録媒体等輸出等許可証が提出された場合の確認については、特定記録媒体等輸出等許可証の有効期限、特定記録媒体等輸出等許可証に記載されている記録媒体等の種類と輸出をしようとする貨物の現物（記録媒体等）が同一の種類であることを確認の上、裏面に所要事項を記載し、輸出許可の際、輸出をしようとする者に返却する。

なお、裏面に記載する事項が、表記記載事項と同一の場合には「表記記載事項と同一」の記載に代えても差し支えない。

別紙1 (略)

別紙2 削除

別紙2-2 役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分

1 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可

外為法第25条第1項又は外為令第17条第2項の規定に基づく役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可事務は、次の区分により行う。

(1) 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の受付け

ア 役務取引許可申請書（「申請書」という。以下この号において同じ。）の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、特に指示をした場合又は本別紙の1（2）イの規定により安全保障貿易審査課が許可事務を行う取引に係る申請書の受付けは、安全保障貿易審査課が行うことができる。

イ 特定記録媒体等輸出等許可申請書（「申請書」という。以下この号において同じ。）の受付けは、安全保障貿易審査課が行う。ただし、申請者が経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に申請書を提出した場合、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出等担当課はこれを安全保障貿易審査課に回送することとする。

(2) 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分

役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可事務は、次の区分により行う。

ア 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行う取引

(ア) 取扱要領のI3（2）の一般包括役務取引許可の範囲（以下「一般包括役務取引許可範囲」という。）における取引（取扱要領別紙2（5）の規定中一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び同（8）の規定に基づき一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並び

別紙1 (略)

別紙2 削除

別紙2-2 役務取引許可事務の取扱区分

1 役務取引の許可

外為法第25条第1項第一号の規定に基づく役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

(1) 役務取引許可申請書の受付け

役務取引許可申請書（「申請書」という。以下1において同じ。）の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、特に指示をした場合又は本別紙の1（2）イの規定により安全保障貿易審査課が役務取引の許可事務を行う取引に係る申請書の受付けは、安全保障貿易審査課が行うことができる。

(2) 役務取引許可事務の取扱区分

役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

ア 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行う取引

(ア) 取扱要領のI3（2）の一般包括役務取引許可の範囲（以下「一般包括役務取引許可範囲」という。）における取引（取扱要領別紙2（5）の規定中一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び同（8）の規定に基づき一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並び

に本別紙の1(2)イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。)

(イ) 削除

イ 安全保障貿易審査課が役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可を行う取引又は行為

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 外為令第17条第2項の規定に基づく許可を受ける義務を要する外為法第25条第3項第一号に定める行為

2 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更
役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更の申請の受付け及び許可事務は、当該役務取引・特定記録媒体等輸出等許可を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は安全保障貿易審査課が行うこととするほか、1に定める役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の規定を準用する。

3 (略)

別紙3 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付資料等

第1 役務取引許可申請に必要な書類

(1)～(7) (略)

注1～注3 (略)

注4：上記(6)の書類に係る手続きについては、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)」の「2 誓約書に係る手続き」に定めるところによる。

に本別紙の1(2)イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。)

(イ) 削除

イ 安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引

(ア)～(イ) (略)

(新設)

2 役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更
役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更の申請の受付け及び許可事務は、当該役務取引許可を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は安全保障貿易審査課が行うこととするほか、1に定める役務取引の許可の規定を準用する。

3 (略)

別紙3 役務取引許可申請書の添付資料等

第1 役務取引許可申請に必要な書類

(1)～(7) (略)

注1～注3 (略)

注4：上記(6)の書類に係る手続きについては、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)」の「2 誓約書に係る手続き」に定めるところによる。

注5・注6 (略)

注7：外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供すること又は同項下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿易外省令第9条第2項第七号イからニまでのいずれかに該当する場合又は第八号イからニまでのいずれかに該当する場合には、その旨（同項第七号イ若しくは第八号イに該当、第七号ロ若しくは第八号ロに該当、第七号ハ若しくは第八号ハに該当、又は、第七号ニ若しくは第八号ニに該当）を申請理由書（参考様式1）に記載すること。また、同項第七号イ又は第八号イに該当する場合には、貿易外省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の該当号についても記載すること。

なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号（2桁）を輸出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

第2 役務取引許可申請書の記載要領

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

(1)～(3) (略)

(4) 取引の概要

①～⑥ (略)

⑦ 取引の相手方が技術情報を受領する場所

取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所を記載する。

例1～例4 (略)

(5) (略)

注5・注6 (略)

注7：外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、貿易外省令第9条第1項第三号の二イからニまでのいずれかに該当する場合又は第四号イからニまでのいずれかに該当する場合には、その旨（同項第三号の二イ若しくは第四号イに該当、第三号の二ロ若しくは第四号ロに該当、第三号の二ハ若しくは第四号ハに該当、又は、第三号の二ニ若しくは第四号ニに該当）を申請理由書（参考様式1）に記載すること。また、同項第三号の二イ又は第四号イに該当する場合には、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の該当号についても記載すること。

なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号（2桁）を輸出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

第2 役務取引許可申請書の記載要領

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

(1)～(3) (略)

(4) 取引の概要

①～⑥ (略)

(新設)

例1～例4 (略)

(5) (略)

第3 特定記録媒体等輸出等許可申請に必要な書類

(新設)

(1) 特定記録媒体等輸出等許可申請書(貿易外省令別紙様式第3の2)

・・ 2通

(2) 申請理由書(参考様式1参照)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(3) 輸出等概要説明書(参考様式2の2参照)・・・・・・・・・・・・ 1通

(4) 提供技術説明書(許可申請をする技術の範囲が特定できるものであって、次に掲げる事項を記載したもの。様式任意)・・・・・・・・・・・・ 1通

ア 提供する技術の内容(型式名、機能、仕様、特性(以上の内容は、「パラメーターシート」等を引用することにより詳細を省略することができる。))、提供方法、提供する数量、期間・人数等)

イ 提供技術の該当理由(「外為令別表」、「貨物等省令」等)

ウ 提供技術により設計、製造又は使用されるシステム、製品等の概要(製品カタログ、要求仕様書等であって、仕様、性能が記載されているもの)

注1: 貿易外省令第2条第2項に規定する有効期間の延長を申請する場合は、その旨を申請理由書(参考様式1)に記載し、その事実を証する書類を添付すること。

注2: 必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがある。

注3: 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供すること又は同項下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引に関する行為であって、取引が貿易外省令第9条第2項第七号イからニまでのいずれかに該当する場合又は第八号イからニまでのいずれかに該当する場合には、その旨(同項第七号イ若しくは第八号イに該当、第七号ロ若しくは第八号ロに該当、第七号ハ若しくは第八号ハに該当、又は、第七号ニ若しくは第八号ニに該当)を申請理由書(参考様式1)に記載すること。

また、同項第七号イ又は第八号イに該当する場合には、貿易外省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の該当号についても記載すること。

なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号（2桁）を輸出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

第4 特定記録媒体等輸出等許可申請書の記載要領

（新設）

1 基本的注意事項

（1）※印の欄は、記入しないこと。

（2）添付書類の大きさは原則としてA列4番とする。

（3）指定された枠内に書ききれないときは、別紙に記載し申請書に糊付けすること。

2 申請書記載上の注意事項

（1）申請者記名押印又は署名

申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名するとともに、押印し、又は署名する。代表者以外の者が記名するとともに、押印し、又は署名する場合は、別に委任状を添付すること。

（2）住所・居所又は所在地

申請者の住所・居所又は法人の所在地（登記簿上の所在地、代表者の常勤場所等）を記載する。

（3）担当者／電話番号

連絡担当者の所属、氏名及び電話番号を記載する。

（4）輸出等の概要

① 相手方の氏名又は名称

取引の相手方として予定されている者の名称（個人の場合は氏名）を記載

する。

② 相手方の住所・居所又は所在地

取引の相手方として予定されている者の住所・居所又は所在地を記載する。

③ 技術記録媒体の仕向地又は技術情報が受信される外国

技術記録媒体の最終陸揚港の属する国（又は領域、以下同じ。）又は送信された技術情報を受領することとなる国

④ 技術の内容

輸出等を行う技術について、該当する外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条、項及び号を記載する。ただし、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術にあつては、「16項」と記載する。プログラム等が提供される場合はその数量についても記載すること。

例1：外為令別表の2の項（2）、貨物等省令第15条第2項

（技術）□□社製数値制御装置（型番○○○）用プログラム

（数量）1セット

例2：外為令別表の9の項（1）、貨物等省令第21条第1項第九号

（技術）□□社製①××用プログラム（品番○○○）、②△△用プログラ

ム（品番○×△）

（数量）①20セット、②4セット

例3：外為令別表の11の項（4）、貨物等省令第23条第4項第二号ト

（技術）□□社製××用三次元ディスプレイ（型番○○○）設計プログラ

ム

（数量）1セット

⑤ 技術情報をどのような方法で輸出等するのかを具体的に記載する。

例1：（方法）フロッピーディスク及び貨物に内蔵したROMに格納

例2：（方法）①、②貨物に内蔵したROMに格納

例3：（方法）電子メールにより送信

別紙4 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書の添付資料等

第1 申請に必要な書類

- (1) 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書（貿易外省令別紙様式第5）・・・・・・・・・・2通
- (2) 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可証及びその写し
・・・・・・・・・・・・・・・・各1通
- (3) （略）
- (4) （略）
- (5) 取引概要説明書（参考様式2参照、役務取引の場合に限る）
・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- (6) （略）
- (7) 提供される技術等の再移転等を行わない旨の誓約書（役務取引の場合に限る）
・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- (8) （略）

注1：別紙2-2の1（2）アにおいて経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引又は行為に係る申請の場合にあつては、上記（5）、（6）及び（7）の添付を要しない。

注2 （略）

注3：上記（7）の書類に係る手続きについては、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）の「2 誓約書に係る手続き」に定めるところによる。

別紙4 役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書の添付資料等

第1 申請に必要な書類

- (1) 役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書（貿易外省令別紙様式第5）・・・・・・・・・・2通
- (2) 役務取引許可証及びその写し・・・・・・・・・・各1通
- (3) （略）
- (4) （略）
- (5) 取引概要説明書（参考様式2参照）
・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- (6) （略）
- (7) 提供される技術等の再移転等を行わない旨の誓約書
・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- (8) （略）

注1：別紙2-2の1（2）アにおいて経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合にあつては、上記（5）、（6）及び（7）の添付を要しない。

注2 （略）

注3：上記（7）の書類に係る手続きについては、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）の「2 誓約書に係る手続き」に定めるところによる。

注4 (略)

注5 (略)

第2 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容
変更申請書の記載要領

1～2 (略)

注4 (略)

注5 (略)

第2 役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書の記載要領

1～2 (略)

参考様式 1

申請日 年 月 日

申請理由書

経済産業大臣殿

申請者
(名称及び代表者名の記名押印又は署名)

(住所)

1. チェックリスト受理番号
2. 申請の理由 (役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請に至る経緯等)

上記による申請の技術は、外為令別表の 第 項 ()、貨物等省令第 条第 項第 号 (輸出令別表第一 項貨物等省令第 条第 項第 号の設計・製造又は使用に係る技術) に該当しますので、外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項又は 外国為替令第 17 条第 2 項の規定により役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請をいたします。

参考様式 1

申請日 年 月 日

申請理由書

経済産業大臣殿

申請者
(名称及び代表者名の記名押印又は署名)

(住所)

1. チェックリスト受理番号
2. 申請の理由 (役務取引許可申請に至る経緯等)

上記による申請の技術は、外為令別表の 第 項 ()、貨物等省令第 条第 項第 号 (輸出令別表第一 項貨物等省令第 条第 項第 号の設計・製造又は使用に係る技術) に該当しますので、外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項の規定により役務取引許可申請をいたします。

参考様式2 (略)

参考様式2 (略)

参考様式2の2

年 月 日

(新設)

輸出等概要説明書

1. 契約並びに提供する相手方及び需要者等の概要

(1) 契約及び提供する相手方

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 設立年月日
- ④ 資本金
- ⑤ 従業員数
- ⑥ 事業概要等

(2) 需要者等

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 設立年月日
- ④ 資本金
- ⑤ 従業員数
- ⑥ 事業概要等

2. 提供技術の用途（最終使用目的）

3. サブライセンスの提供等技術の再移転の有無と、その相手方の概要

4. 技術の提供時期及び提供方法

5. 提供技術の使用許諾期間又は製造・販売権の許諾期間

6. 提供技術を用いて製造する製品の販売地域（設計・製造技術の場合）

(注) 契約内容又は相手方が未確定の場合は、予定されている契約内容又は相手方について記載すること。

参考様式 3

申請日 年 月 日

申請理由書（延長又は変更）

経済産業大臣殿

申請者
（名称及び代表者名の記名押印又は署名）

（住所）

申請の理由（役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更に至る経緯等）

上記の理由により、役務取引・特定記録媒体等輸出等許可証（許可番号：BIT-ST- ）の（有効期限の延長又は許可証の内容変更）する必要が生じたので、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項並びに貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第3項第（一又は二）号の規定により、役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の（有効期限の延長又は許可証の内容変更）申請をいたします。

参考様式 3

申請日 年 月 日

申請理由書（延長又は変更）

経済産業大臣殿

申請者
（名称及び代表者名の記名押印又は署名）

（住所）

申請の理由（役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更に至る経緯等）

上記の理由により、役務取引許可証（許可番号：BIT-ST- ）の（有効期限の延長又は許可証の内容変更）する必要が生じたので、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第3項第（一又は二）号の規定により、役務取引許可の（有効期限の延長又は許可証の内容変更）申請をいたします。

参考様式 4 (略)

参考様式 4 (略)

特定貨物の輸出・役務取引等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定貨物の輸出・役務取引等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）（平成6年3月25日付け貿易局安全保障貿易管理課）

改正後	現 行
<p data-bbox="107 344 1108 421">特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）</p> <p data-bbox="123 437 179 469">（略）</p> <p data-bbox="107 536 1108 660"><u>特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る事前相談の</u>手続について、平成6年4月1日以降下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。</p> <p data-bbox="591 727 624 759">記</p> <p data-bbox="114 778 1108 1050">1 <u>貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信（以下「当該取引に関する行為」という。）</u>に先立ち、該当非該当に係る相談を希望する方は、以下の場合に、別記に掲げる「該当非該当についての事前相談に関する細則」で定めるところにより、判定を求めることができます。</p> <p data-bbox="138 1069 1108 1385">1-1 特定貨物（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは<u>特定技術</u>（外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項の中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは<u>当該取引に関する行為</u>又は<u>軍用細菌製剤原料</u>（輸出令別表第1の3の2の項（1）に掲げる貨物をいう。以下同じ。）に該当するおそれ</p>	<p data-bbox="1128 344 2125 376">特定貨物・役務取引等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）</p> <p data-bbox="1144 437 1200 469">（略）</p> <p data-bbox="1128 536 2130 660"><u>特定貨物・役務等の輸出・役務取引許可申請に係る事前相談の手続</u>について、平成6年4月1日以降下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。</p> <p data-bbox="1610 727 1644 759">記</p> <p data-bbox="1135 778 2130 903">1 貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に先立ち、該当非該当に係る相談を希望する方は、以下の場合に、別記に掲げる「該当非該当についての事前相談に関する細則」で定めるところにより、判定を求めることができます。</p> <p data-bbox="1160 1069 2130 1385">1-1 特定貨物（輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは<u>特定役務</u>（外国為替令（以下「外為令」という。）別表の1の項の中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引又は<u>軍用細菌製剤原料</u>（輸出令別表第1の3の2の項（1）に掲げる貨物をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは<u>軍用細菌製剤原料に関する役務</u>（外為令別表の3の2の項（1）</p>

のある貨物の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する技術（外為令別表の3の2の項（1）に掲げる技術をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合

1-2 記の1-1に該当しない輸出又は取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）

2 記の1に該当しない相談であって、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地若しくは提供地とする貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は補完的輸出規制（輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為）に係る許可について、輸出許可申請等の前に相談を希望する方は、以下の資料等を用意してください。

2-1 輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地又は提供地（技術の提供を受ける非居住者が属する外国を含む。）とする場合における輸出許可申請及び役務取引許可申請に先立ち相談を希望する方。

ア （略）

イ （略）

2-2 大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る事前相談
輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可申請に先立ち相談を希望する方

ア 様式等

（ア）事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

に掲げる技術をいう。以下同じ。）に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合

1-2 記の1-1に該当しない輸出又は取引に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）

2 記の1に該当しない相談であって、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地若しくは提供地とする貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引又は補完的輸出規制（輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引）に係る許可について、輸出許可申請等の前に相談を希望する方は、以下の資料等を用意してください。

2-1 輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地又は提供地とする場合における輸出許可申請及び役務取引許可申請に先立ち相談を希望する方。

ア （略）

イ （略）

2-2 大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る事前相談
輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可申請に先立ち相談を希望する方

ア 様式等

（ア）事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

審査用相談書	
①	(略)
②	(略)
③	(略)
④	(略)
⑤	<p>輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。）又は貿易関係貿易外取引等に関する省令<u>第9条第2項第七号イ及び第八号イ</u>の規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「核兵器等開発等告示」という。）の規定（核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の第二号又は第三号にあっては、本則に限る。）に該当する又は該当するおそれがあることを示す文書等</p> <p>①～④ (略)</p>
⑥	(略)

(イ)～(オ)

(カ) なお、「明らか要件」の判断に関しては、経済産業省より「ガイドライン」（「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあ

審査用相談書	
①	(略)
②	(略)
③	(略)
④	(略)
⑤	<p>輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。）又は貿易関係貿易外取引等に関する省令<u>第9条第1項第三号の二イ及び四号イ</u>の規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「核兵器等開発等告示」という。）の規定（核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の第二号又は第三号にあっては、本則に限る。）に該当する又は該当するおそれがあることを示す文書等</p> <p>①～④ (略)</p>
⑥	(略)

(イ)～(オ)

(カ) なお、「明らか要件」の判断に関しては、経済産業省より「ガイドライン」（「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ

る場合第二号及び第三号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドラインについて)を出しておりますので、これを用いられることを推奨します。

イ (略)

2-3 通常兵器に係る補完的輸出規制に関する事前相談

(略)

ア 様式等

(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

審査用相談書	
①	(略)
②	(略)
③	(略)
④	(略)
⑤	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。)又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。)の規定に該当する又は該

がある場合第二号及び第三号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドラインについて)を出しておりますので、これを用いられることを推奨します。

イ (略)

2-3 通常兵器に係る補完的輸出規制に関する事前相談

(略)

ア 様式等

(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

審査用相談書	
①	(略)
②	(略)
③	(略)
④	(略)
⑤	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。)又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二ハ及び四号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。)の規定に該当す

	当するおそれがあることを示す文書等 ①～④ (略)
--	------------------------------

(イ)～(オ)

イ (略)

2-4 輸出令別表第4に掲げる地域を提供地(技術を記録した媒体の仕向地又は技術情報が受信される外国を含む。)とする技術の提供を目的とする取引に関する行為に係る許可申請に先立ち相談を希望される方

ア 様式等

(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

審査用相談書	
①	様式1 [A票]
②	様式2
③	外為令別表の規定と当該技術の仕様(性能その他の特性を示す諸要素)との対比表
④	カタログ、仕様書等の技術の仕様(性能その他の特性を示す諸要素)を証する資料
⑤	技術を利用する者又は利用を予定している者に関する資料(会社案内パンフレット等)
⑥	取引に関する行為の事実を確認できるもの(契約書、仮契約等)

(ア)に加えて以下の書類を提出してください。

① 技術の提供を目的とする取引の相手方に関する添付書類

- ・ 会社案内パンフレット
- ・ 政府等公的機関発行の証明書等(登記簿等)

	る又は該当するおそれがあることを示す文書等 ①～④ (略)
--	----------------------------------

(イ)～(オ)

イ (略)

(新設)

② 技術の利用に関する添付書類

- ・ 技術を利用する工場等の名称及び所在地を示す地図
- ・ 当該技術を利用するプラント等の全体図
- ・ 利用場所の詳細図（レイアウト図等）
- ・ 製造製品フロー図（工作機械等製品の製造を行う技術の場合）
- ・ 新設・増設・補修の別

（イ）以上の書類を1通と（ア）の①〔A票〕のコピーを1通提出してください。

（ウ）記載要領については記載要領参照のこと。

（エ）なお、必要に応じて（ア）以外の資料の提出をお願いすることがあります。

イ 審査結果の通知

口頭で通知します。

2-5 相談窓口

記の2-1、記の2-2、記の2-3又は記の2-4に係る事前相談をされる方は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安保審査課」という。）で相談を行ってください。

なお、一般相談案件も受付けております。

輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に係る事前相談をされる方は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は農水産室に相談を行ってください。

別記 該当非該当についての事前相談に関する細則

1. 趣旨

本細則は、貨物を輸出しようとする者又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為を行おうとする者が、貨物の輸出又は技術の提供を目的

2-4 相談窓口

記の2-1、記の2-2 又は記の2-3に係る事前相談をされる方は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課で相談を行ってください。なお、一般相談案件も受付けております。

輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に係る事前相談をされる方は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は農水産室に相談を行ってください。

別記 該当非該当についての事前相談に関する細則

1. 趣旨

本細則は、貨物を輸出しようとする者、又は、居住者であって、非居住者に対して技術の提供を目的とする取引を行おうとする者が、貨物の輸出又は技術の提

とする取引若しくは当該取引に関する行為に先立って行う、該当非該当の判定を求めようとする相談に対して、書面により回答を行うとともに、公表する手続を定めるものとする。

2. 相談

ア. 相談窓口

相談の窓口は、安保審査課とする。

イ. 相談者の資格要件

安保審査課は、次に掲げる全ての要件を満たした者（以下、「相談者」という。）又は、相談者の代理人である旨を記載した書面を添付する場合には、その代理人からの相談を受け付けるものとする。

(ア) 貨物を輸出しようとする者又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為を行おうとする者であること。

(イ) 以下のいずれかの場合に該当すること

① 特定貨物に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは特定技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は軍用細菌製剤原料に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合

② ①に該当しない輸出又は取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）

(ウ)～(キ) (略)

ウ. 相談書

相談は、次に掲げる事項を記載した書面（以下、「相談書」という。）をもつ

供を目的とする取引に先立って行う、該当非該当の判定を求めようとする相談に対して、書面により回答を行うとともに、公表する手続を定めるものとする。

2. 相談

ア. 相談窓口

相談の窓口は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下、安保審査課という。）とする。

イ. 相談者の資格要件

安保審査課は、次に掲げる全ての要件を満たした者（以下、「相談者」という。）又は、相談者の代理人である旨を記載した書面を添付する場合には、その代理人からの相談を受け付けるものとする。

(ア) 貨物を輸出しようとする者、又は、居住者であって、非居住者に対して技術の提供を目的とする取引を行おうとする者であること。

(イ) 以下のいずれかの場合に該当すること

① 特定貨物に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは特定役務に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引又は軍用細菌製剤原料に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する役務に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合

② ①に該当しない輸出又は取引に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）

(ウ)～(キ) (略)

ウ. 相談書

相談は、次に掲げる事項を記載した書面（以下、「相談書」という。）をもつ

て行うものとする。

(ア) 特定貨物に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは特定技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引又は軍用細菌製剤原料に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合又は輸出若しくは取引に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）

相談書の様式は、様式4〔C票〕による。安保審査課は、相談書の記載内容が不十分な場合、相談者の本人確認をする場合等回答に必要な限度において、相談者又はその代理人に対し、追加書面の提出等の所要を求めることができる。

なお、相談書には、輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表、カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料及び商談全体の内容がわかるもの（例えば、既に契約しているものについては契約書等）を添付しなければならないものとする。

㉗～㉚（略）

(イ) 特定技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引に関する行為若しくは軍用細菌製剤原料に関する技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引に関する行為に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合又は取引に関する行為に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）

て行うものとする。

(新設)

相談書の様式は、様式4〔C票〕による。安保審査課は、相談書の記載内容が不十分な場合、相談者の本人確認をする場合等回答に必要な限度において、相談者又はその代理人に対し、追加書面の提出等の所要を求めることができる。

なお、相談書には、輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表、カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料及び商談全体の内容がわかるもの（例えば、既に契約しているものについては契約書等）を添付しなければならないものとする。

(ア)～(キ)（略）

(新設)

㉞ 相談書の構成：次の表に従い作成してください。

	審査用相談書
①	様式1 [A票]
②	様式2
③	外為令別表の規定と当該技術の仕様（性能その他の特性を示す諸要素）との対比表
④	カタログ、仕様書等の技術の仕様（性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料
⑤	技術を利用する者又は利用を予定している者に関する資料（会社案内パンフレット等）
⑥	取引に関する行為の事実を確認できるもの（契約書、仮契約等）

㉞に加えて以下の書類等を提出してください。

① 技術の提供を目的とする取引の相手方に関する添付書類

- ・ 会社案内パンフレット
- ・ 政府等公的機関発行の証明書等（登記簿等）

② 技術の利用に関する添付書類

- ・ 技術を利用する工場等の名称及び所在地を示す地図
- ・ 当該技術を利用するプラント等の全体図
- ・ 利用場所の詳細図（レイアウト図等）
- ・ 製造製品フロー図（工作機械等製品の製造を行う技術の場合）
- ・ 新設・増設・補修の別

③ 以上の書類を1通と㉞の① [A票] のコピーを1通提出してください。

㉞ 記載要領については記載要領参照のこと。

㉞なお、必要に応じて㉞以外の資料の提出をお願いすることがあります。

エ (略)	エ (略)
オ (略)	オ (略)
3 回答 (略)	3 回答 (略)
4 相談者名並びに相談及び回答の内容の公表 (略)	4 相談者名並びに相談及び回答の内容の公表 (略)
様式1～様式5 (略)	様式1～様式5 (略)

輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）（平成6年3月25日付け貿易局安全保障貿易管理課）

改正後	現 行
<p>輸出許可・役務取引許可・<u>特定記録媒体等輸出等許可</u>申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）</p> <p>（略）</p> <p>「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）1-1の（2）の（ハ）の<u>（c）</u>又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）2の（2）により輸出許可申請書、<u>役務取引許可申請書又は特定記録媒体等輸出等許可申請書に添付する書類</u>（以下「添付書類」という。）について、平成10年4月1日以降下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 添付書類</p> <p>（1）</p> <p>① 別表1の1に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地<u>（技術の提供を受ける非居住者が属する外国、技術を記録した媒体の仕向地又は技術情報が受信される外国を含む。以下同じ。）</u>とし、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令（以下「外為令」という。）別表の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合（政府間取極に基づく貨物の輸出若しくは技術の提供を目</p>	<p>輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）</p> <p>（略）</p> <p>「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）1-1の（2）の（ハ）の<u>（d）</u>又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項<u>第一号</u>の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）2の（2）により輸出許可申請書<u>又は役務取引許可申請書に添付する書類</u>（以下「添付書類」という。）について、平成10年4月1日以降下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 添付書類</p> <p>（1）</p> <p>① 別表1の1に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令（以下「外為令」という。）別表の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合（政府間取極に基づく貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引に該当する場合を除く。）</p>

的とする取引に該当する場合を除く。）

(注) (略)

② アイスランドを仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の3の項(2)7及び(2)9並びに4の項(4)、(13)、(15)2、(15)4、(16)及び(24)に掲げる貨物の輸出(2の項の中欄に該当するものに限る。)又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行う場合

(a)～(e) (略)

③ 上記①若しくは②の取引に関する技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出又は技術を内容とする情報の電気通信による送信(以下「取引に関する行為」という。)を行う場合
上記①又は②に準じて作成してください。

なお、必要に応じてそれ以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(2)

① (略)

② 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」若しくはイランを仕向地又は提供地とする場合

③ (略)

④ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからホまで若しくは第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地又は提供地とする場合

(注) (略)

② アイスランドを仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の3の項(2)7及び(2)9並びに4の項(4)、(13)、(15)2、(15)4、(16)及び(24)に掲げる貨物の輸出(2の項の中欄に該当するものに限る。)

又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の場合

(a)～(e) (略)

(新設)

(2)

① (略)

② 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地又は提供地とする場合

③ (略)

④ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからホまで若しくは第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地又は提供地とする場合

物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、イランを仕向地又は提供地とする場合

⑤ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号へからりまで若しくは第三号レからマまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域を仕向地又は提供地とする場合

⑥ (略)

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

添付書類	
①	(略)
②	(略)
③	a~f (略) g 当該貨物(又は当該技術)を使用するプラントの全体図及び最終製品の製造フロー図(当該貨物の使用箇所を明示したものと <u>する。ただし、過去に許可を取得して輸出した貨物と同一の需要者向けに同一の設置場所で同一の用途に輸出することが確認できる場合には省略することができる。)</u> h (略)
④	(略)

輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、イランを仕向地又は提供地とするもの

⑤ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号へからりまで若しくは第三号レからマまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域を仕向地又は提供地とするもの

⑥ (略)

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

添付書類	
①	(略)
②	(略)
③	a~f (略) g 当該貨物(又は当該技術)を使用するプラントの全体図及び最終製品の製造フロー図(当該貨物の使用箇所を明示したものと h (略)
④	(略)

以上の書類を1通作成して下さい。

(b)～(i) (略)

⑦ 上記①から⑥までの取引に関する行為を行う場合

上記①～⑥に準じて作成してください。

なお、必要に応じてそれ以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(3)

① 別表1の2に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

	添付書類
①	(略)
②	(略)
③	a～e (略) ①当該貨物（又は当該技術）を使用するプラントの全体図及び最終製品の製造フロー図（当該貨物の使用箇所を明示したものと <u>する。ただし、過去に許可を取得して輸出した貨物と同一の需要者向けに同一の設置場所で同一の用途に輸出することが確認できる場合には省略することができる。</u> ） g (略)
④	(略)

以上の書類を1通作成してください。

以上の書類を1通作成して下さい。

(b)～(i) (略)

(新設)

(3)

別表1の2に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

	添付書類
①	(略)
②	(略)
③	a～e (略) ①当該貨物（又は当該技術）を使用するプラントの全体図及び最終製品の製造フロー図（当該貨物の使用箇所を明示したもの） g (略)
④	(略)

以上の書類を1通作成してください。

(b) ~ (d) (略)

② 上記①の取引に関する行為を行う場合

上記①に準じて作成してください。

なお、必要に応じてそれ以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(4)

① 別表1の3に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の4の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

	添付書類
①	(略)
②	(略)
③	(略)

以上の書類を1通作成してください。

(b) ~ (e) (略)

② 上記①の取引に関する行為を行う場合

上記①に準じて作成してください。

なお、必要に応じてそれ以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(5)

①~③ (略)

④ 上記①から③までの取引に関する行為を行う場合

上記①~③に準じて作成してください。

なお、必要に応じてそれ以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(b) ~ (d) (略)

(新設)

(4)

別表1の3に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の4の項の中欄に掲げる技術の提供を行う場合

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

	添付書類
①	(略)
②	(略)
③	(略)

以上の書類を1通作成してください。

(b) ~ (e) (略)

(新設)

(5)

①~③ (略)

(新設)

(6)

- ① 別表1の4に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物（貨物等省令第14条第三号に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引の場合
- ② 別表1の5に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物（貨物等省令第14条第二号、八号又は十一号に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引の場合
- ③ 別表1の4に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物又は貨物等省令第13条第6項に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引の場合（需要者等が確定していない場合に限る。）
- ④ 別表1の5に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物又は貨物等省令第13条第1項に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引の場合（需要者等が確定していない場合に限る。）
- ⑤ 上記①から④までの取引に関する行為を行う場合
上記①～④に準じて作成してください。
なお、必要に応じてそれ以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(7)

- ① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の1

(6)

- ① 別表1の4に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物（貨物等省令第14条第三号に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の場合
- ② 別表1の5に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物（貨物等省令第14条第二号、八号又は十一号に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の場合
- ③ 別表1の4に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物又は貨物等省令第13条第6項に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の場合（需要者等が確定していない場合に限る。）
- ④ 別表1の5に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物又は貨物等省令第13条第1項に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の場合（需要者等が確定していない場合に限る。）

(新設)

(7)

- 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の

6の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引の場合であって、次に掲げる場合に該当するとき。

イ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令249号。以下「省令」という。）又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。）の規定に該当するとき。

(a)～(d) (略)

(e) なお、「明らか要件」の判断に関しては、経済産業省より「ガイドライン」（「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられることがある場合を定める省令第二号及び第三号又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合第二号及び第三号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドラインについて」）を出しておりますので、これを用いられることを推奨します。

ロ 輸出令第4条第1項第三号ロ若しくは第四号ロ又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第2項第七号ロ若しくは第八号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

ハ 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号。以下

項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引の場合であって、次に掲げる場合に該当するとき。

イ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号。以下「省令」という。）又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。）の規定に該当するとき。

(a)～(d) (略)

(e) なお、「明らか要件」の判断に関しては、経済産業省より「ガイドライン」（「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられることがある場合を定める省令第二号及び第三号又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合第二号及び第三号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドラインについて」）を出しておりますので、これを用いられることを推奨します。

ロ 輸出令第4条第1項第三号ロ若しくは第四号ロ又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第1項第三号の二イ及び四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

ハ 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵

「通常兵器開発等省令」という。)又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。)の規定に該当するとき。

(a)～(d) (略)

ニ 輸出令第4条第1項第三号ニ若しくは第四号ニ又は貿易外省令第9条第2項第七号ニ若しくは第八号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(a)・(b) (略)

② 上記①の取引に関する行為を行う場合

上記①に準じて作成してください。

なお、必要に応じてそれ以外の書類の提出をお願いすることがあります。

2 誓約書に係る手続き (略)

別表1

1～5 (略)

様式1・様式2 (略)

器開発等省令」という。)又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二ハ及び第四号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。)の規定に該当するとき。

(a)～(d) (略)

ニ 輸出令第4条第1項第三号ニ若しくは第四号ニ又は貿易外省令第9条第1項第三号の二ニ若しくは第四号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(a)・(b) (略)

(新設)

2 誓約書に係る手続き (略)

別表1

1～5 (略)

様式1・様式2 (略)

大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）（平成8年4月9日付け貿易局安全保障貿易管理課）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 許可申請の対象</p> <p>(1) 技術の提供を目的とする取引</p> <p>① 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる<u>外国</u>において提供することを目的とする取引又は当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。）又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成21年経済産業省告示第322号）（以下あわせて「告示等」という。）の規定に該当するとき。</p> <p>② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる<u>外国</u>において提供することを目的とする取引又は当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第2項第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 許可申請の対象</p> <p>(1) 技術の提供を目的とする取引</p> <p>① 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる<u>地域</u>において提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。）の規定に該当するとき。</p> <p>② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる<u>地域</u>において提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第1項第三号の二ロ及び第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。</p>

(2) 上記(1)の取引に関する行為

上記(1)の取引に関して、①外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術(以下「特定技術」という。)を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体を同項下欄に掲げる外国(以下「特定国」という。)に輸出しようとするとき又は②特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行おうとするとき。

ただし、上記(1)の許可を受けている場合には、この限りではない。

(3) 貨物の輸出 (略)

2. 申請手続き

(1) (略)

(2) 申請に必要な書類

① 技術の提供を目的とする取引について

A. 1の(1)の①に該当する申請の場合

ア. ～オ. (略)

以上アからオまでの作成方法等については、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(4 貿局第492号)に従って下さい。

カ. ～キ. (略)

ク. 「当該技術を利用する者の誓約書」……1通

(告示等の規定のうち、当該技術が核兵器等の開発等に利用される場合に該当するときは誓約書は原則として除きます。)

(新設)

(2) 貨物の輸出 (略)

2. 申請手続き

(1) (略)

(2) 申請に必要な書類

① 技術の提供を目的とする取引について

A. 1の(1)の①に該当する申請の場合

ア. ～オ. (略)

以上アからオまでの作成方法等については、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」(4 貿局第492号)に従って下さい。

カ. ～キ. (略)

ク. 「当該技術を利用する者の誓約書」……1通

(告示の規定のうち、当該技術が核兵器等の開発等に利用される場合に該当するときは誓約書は原則として除きます。)

ケ．～コ．（略）

サ．「告示等の規定に該当することを示す文書等」……各 1 通

シ．（略）

ス．告示第二号又は第三号に規定する「当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなき」に該当しないことの検討結果

以上ケからスまでの作成方法等については、平成 6 年 3 月 25 日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」に従って下さい。

セ．（略）

ソ．ケの作成方法等については、平成 6 年 3 月 25 日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」の「2 誓約書に係る手続き」に従って下さい。

スの証明書の様式は、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（4 貿局第 492 号）参考様式 4 を参照して下さい。

B．1の（1）の に該当する申請の場合 （略）

の取引に関する行為について

ア．特定記録媒体等輸出等許可申請書 …………… 2 通

イ．申請理由書 …………… 1 通

ケ．～コ．（略）

サ．「告示の規定に該当することを示す文書等」……各 1 通

シ．（略）

ス．告示第二号又は第三号に規定する「当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなき」に該当しないことの検討結果

以上ケからスまでの作成方法等については、平成 6 年 3 月 25 日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」に従って下さい。

セ．（略）

ソ．ケの作成方法等については、平成 6 年 3 月 25 日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」の「2 誓約書に係る手続き」に従って下さい。

スの証明書の様式は、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（4 貿局第 492 号）参考様式 4 を参照して下さい。

B．1の（1）の に該当する申請の場合 （略）

（新設）

ウ. 輸出等概要説明書 …… 1 通

エ. 提供技術説明書（許可申請をする技術の範囲が特定できるものであって、次に掲げる事項を記載したもの …… 1 通

（ア）提供する技術の内容（型式名、機能、仕様、特性（以上の内容は、「パラメーターシート」等を引用することにより詳細を省略することができる。）、提供方法、提供する数量、期間・人数等）

（イ）提供技術の該当理由（「外為令別表」、「貨物等省令」等）

（ウ）提供技術により設計、製造又は使用されるシステム、製品等の概要（製品カタログ、要求仕様書等であって、仕様、性能が記載されているもの）

（注）必要に応じて、指定した文書等以外の文書等の提出をお願いすることがあります。

③ 貨物の輸出について

A. 1の(2)の①に該当する申請の場合

ア. ～コ. (略)

サ. 省令第二号又は第三号に規定する「当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなき」に該当しないことの検討結果

以上キからサまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)」に従って下さい。

シ. (略)

ス. カの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役

② 貨物の輸出について

A. 1の(2)の①に該当する申請の場合

ア. ～コ. (略)

サ. 省令第二号又は第三号に規定する「当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなき」に該当しないことの検討結果

以上キからサまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)」に従って下さい。

シ. (略)

ス. カの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役

務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」の「2 誓約書に係る手続き」に従って下さい。

シの証明書の様式は、「輸出貿易管理令の運用について」（62貿第322号）1-1の（2）（ハ）（d）を参照して下さい。

B. （略）

3. 告示等又は省令における用語の解釈

告示等又は省令における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとします。

[省令（本文関係）]

(1). ～ (2). （略）

(3). （削除）

(3). ～ (16). （略）

(17). 「委託を受けて行われることが明らかにされているもの」

別表第六号に規定する行為については、前記(16)に加え、その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関から委託を受けて行うことが示されている場合に、別表第六号に該当することになる。

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該行政機関から委託を受けたものか否かが不明である場合

務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」の「2 誓約書に係る手続き」に従って下さい。

シの証明書の様式は、「輸出貿易管理令の運用について」（62貿第322号）1-1の（2）（ハ）（d）を参照して下さい。

B. （略）

3. 告示又は省令における用語の解釈

告示又は省令における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとします。

[省令（本文関係）]

(1). ～ (2). （略）

(3). 「電磁的記録」

電磁的記録とはフラッシュメモリー等の電子的記録媒体、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク、ハードディスク等の磁氣的記録媒体、CD、マイクロフィルム等の光学的記録媒体その他の記録媒体において人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(4). ～ (17). （略）

(18). 「委託を受けて行われることが明らかにされているもの」

別表第六号に規定する行為については、前記(17)に加え、その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関から委託を受けて行うことが示されている場合に、別表第六号に該当することになる。

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該行政機関から委託を受けたものか否かが不明である場合

には、別表第六号には該当しない。

[告示等(本文関係)]

(18). ～ (19). (略)

(20). 「利用する者」

(3). の「需要者」に同じ。

(21). 「利用する者が行う(行った)」

(6). の「需要者が行う(行った)」に同じ。

4. 事前相談 (略)

には、別表第六号には該当しない。

[告示(本文関係)]

(19). ～ (20). (略)

(21). 「利用する者」

(4). の「需要者」に同じ。

(22). 「利用する者が行う(行った)」

(5). の「需要者が行う(行った)」に同じ。

4. 事前相談 (略)

通常兵器関連貨物・技術の輸出管理についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成8年9月4日付け8貿局第365号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>通常兵器関連貨物・技術については、別記1に該当する貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信（以下「取引に関する行為」という。）を行おうとする場合は、輸出許可又は役務取引許可若しくは特定記録媒体等輸出等許可の申請に際して別記2に従った書類及び別記3の誓約書を許可申請の添付書類として提出してください。</p> <p>なお、本件は、平成8年9月13日から実施する。</p> <p>また、「戦略物資・技術の輸出管理について」（平成6年6月29日付け6貿局第228号）は、平成8年9月12日限り、廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別記1</p> <p>1 外国為替令（<u>昭和55年政令第260号</u>。以下「外為令」という。）別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は輸出貿易管理令（<u>昭和24年政令第378号</u>。以下「輸出令」という。）別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第4に掲げる地域又はアフガニスタンを経由して技術の提供を受ける非居住者が属する外国、技術を記録した媒体の仕向地又は技術情報が受信される外国を含む。以下同じ。）又は貨物の仕向地とするもの</p> <p>2 付表に掲げる技術若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術の提供を</p>	<p>(略)</p> <p>通常兵器関連貨物・技術については、別記1に該当する貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする場合は、輸出許可又は役務取引許可申請に際して別記2に従った書類及び別記3の誓約書を輸出許可又は役務取引許可申請の添付書類として提出してください。</p> <p>なお、本件は、平成8年9月13日から実施する。</p> <p>また、「戦略物資・技術の輸出管理について」（平成6年6月29日付け6貿局第228号）は、平成8年9月12日限り、廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別記1</p> <p>1 外国為替令（以下「外為令」という。）別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第4に掲げる地域又はアフガニスタンを技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの</p> <p>2 付表に掲げる技術若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術の提供を</p>

目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年経済産業省告示第758号)に掲げる貨物若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの(技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。)が確定していない場合(役務取引許可若しくは特定記録媒体等輸出等許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)

3 外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの

4 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を提供地又は仕向地とするものうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引にあつては、

① 輸出令別表第3の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引又は当該取引に関する行為であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第2項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合

目的とする取引又は「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年経済産業省告示第758号)に掲げる貨物若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物の輸出であつて、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの(技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。)が確定していない場合(役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)

3 外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の輸出であつて、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの

4 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であつて、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を提供地又は仕向地とするものうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引にあつては、

① 輸出令別表第3の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二ハ及び第四号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」とい

<p>ある場合（平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。）の規定に該当するとき</p> <p>② <u>貿易外省令第9条第2項第七号ニ又は第八号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>別記2 (略)</p> <p>別記3 (略)</p> <p>付表 (略)</p>	<p>う。)の規定に該当するとき</p> <p>② <u>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第9条第1項第三号のニニ又は第四号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>別記2 (略)</p> <p>別記3 (略)</p> <p>付表 (略)</p>
---	--

輸出許可・役務取引許可に係る審査期間等について（お知らせ）の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可に係る審査期間等について（お知らせ）（平成11年6月18日付け貿易局安全保障貿易管理課）

改正後	現 行
<p>輸出許可・役務取引許可・<u>特定記録媒体等輸出等許可</u>に係る審査期間等について（お知らせ）</p> <p>（略）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）<u>第25条第1項</u>の規定による役務取引許可及び<u>外国為替令（昭和55年政令第260号）第17条第2項</u>の規定による<u>特定記録媒体等輸出等許可並びに法第48条第1項</u>の規定による輸出許可に係る審査期間等について、下記のとおりお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（略）</p>	<p>輸出許可・役務取引許可に係る審査期間等について（お知らせ）</p> <p>（略）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）<u>第25条第1項第一号</u>の規定による役務取引許可及び<u>法第48条第1項</u>の規定による輸出許可に係る審査期間等について、下記のとおりお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（略）</p>

同一契約において輸出許可と役務取引許可の申請が必要となる場合の一括申請について（お知らせ）の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○同一契約において輸出許可と役務取引許可の申請が必要となる場合の一括申請について（お知らせ）（平成11年6月18日付け貿易局安全保障貿易管理課）

改正後	現 行
<p>同一契約において輸出許可と役務取引許可又は<u>特定記録媒体等輸出等許可</u>の申請が必要となる場合の一括申請について（お知らせ）</p>	<p>同一契約において輸出許可と役務取引許可の申請が必要となる場合の一括申請について（お知らせ）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）の別表第1の別紙において<u>輸出許可事務の取扱区分を、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け貿局第492号）の別紙2-2において役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分を定めているところですが、同一契約において輸出許可申請と役務取引許可申請又は<u>特定記録媒体等輸出等許可申請</u>が必要となる場合であって、当該申請が、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が役務取引又は<u>特定記録媒体等輸出等</u>の許可を行うこととされている取引又は<u>行為</u>に係る申請の場合又は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合にあつては、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課へ輸出許可と役務取引許可又は<u>特定記録媒体等輸出等許可</u>の申請書</u></p>	<p>「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）の別表第1の別紙及び「<u>外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について</u>」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の別紙2-2において<u>輸出許可等事務及び役務取引許可事務の取扱区分を定めているところですが、同一契約において輸出許可申請と役務取引許可申請が必要となる場合であつて、当該申請が、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合又は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合にあつては、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課へ輸出許可と役務取引許可の申請書を一括して申請することができることとします。ただし、商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出の許可の申請</u></p>

を一括して申請することができることとします。ただし、商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出の許可の申請がある場合には、この限りではありません。

なお、本件は平成11年6月18日から実施する。

また、「同一契約において輸出許可と役務取引許可の申請が必要となる場合の一括申請について（お知らせ）」（平成6年4月6日付け）は、平成11年6月17日限り、廃止します。

がある場合には、この限りではありません。

なお、本件は平成11年6月18日から実施する。

また、「同一契約において輸出許可と役務取引許可の申請が必要となる場合の一括申請について（お知らせ）」（平成6年4月6日付け）は、平成11年6月17日限り、廃止します。

電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 定義</p> <p>(1) この通達において、「特定手続等」とは、次の手続とする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 法第25条第1項の規定による許可の申請</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～16 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別紙参考様式第1・別紙参考様式第2 (略)</p> <p>別紙様式第1～別紙様式第8 (略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 定義</p> <p>(1) この通達において、「特定手続等」とは、次の手続とする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 法第25条第1項の規定による許可<u>(同項第二号に係るものを除く。)</u>の申請</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～16 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別紙参考様式第1・別紙参考様式第2 (略)</p> <p>別紙様式第1～別紙様式第8 (略)</p>

輸出許可等に係る申請書及び添付書類の郵送による提出等について（お知らせ）の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可等に係る申請書及び添付書類の郵送による提出等について（お知らせ）（平成12年3月22日付け貿易局安全保障貿易管理課）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づく役務取引許可及び同法第48条第1項の規定に基づく輸出許可並びに<u>外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）第17条第2項の規定に基づく特定記録媒体等輸出等許可</u>に係る申請書及び添付書類（以下これらの書類を「許可申請書類」と総称する。）を郵送により提出する場合等の手続等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象となる許可申請書類</p> <p><u>外為令別表の中欄に掲げる技術を提供することを目的とする取引及び当該技術</u> <u>を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体</u> <u>の輸出若しくは当該技術を内容とする情報の電気通信による送信並びに輸出貿易</u> <u>管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の中欄に掲げる貨物の輸出に係る</u> <u>申請に際して必要な許可申請書類とします。</u></p> <p>2 郵送に際しての留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可申請書類のうち、契約書等は当該書類の写しを提出することとし、原本の提出は要しないこととします。ただし、別紙様式2の原本と相違ない旨を誓約した証明書を提出してください。</p> <p>なお、輸入者等又は需要者等の誓約書については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可・<u>特定記録媒体等輸出等許可</u>申請書に伴う添付書類</p>	<p>(略)</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）<u>第25条第1項第1号</u>の規定に基づく役務取引許可及び同法第48条第1項の規定に基づく輸出許可に係る申請書及び添付書類（以下これらの書類を「許可申請書類」と総称する。）を郵送により提出する場合等の手続等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象となる許可申請書類</p> <p><u>外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の中欄に掲げる技術を提供する</u> <u>ことを目的とする取引及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第</u> <u>1の中欄に掲げる貨物の輸出に係る申請に際して必要な許可申請書類とします。</u></p> <p>2 郵送に際しての留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可申請書類のうち、契約書等は当該書類の写しを提出することとし、原本の提出は要しないこととします。ただし、別紙様式2の原本と相違ない旨を誓約した証明書を提出してください。</p> <p>なお、輸入者等又は需要者等の誓約書については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」の2</p>

等について（お知らせ）」の2に基づき提出してください。
3～6 （略）

別紙様式1・別紙様式2 （略）

に基づき提出してください。
3～6 （略）

別紙様式1・別紙様式2 （略）

輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について(お知らせ)の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について(お知らせ)(平成13年5月16日付け貿易経済協力局安全保障貿易管理課)

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出又は外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の2の項(1)に掲げる技術の提供を目的とした取引又は当該取引に関する当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画、若しくは記録媒体の輸出若しくは本邦内にある電気通信設備からの電気通信による当該技術の内容とする情報の送信(以下「取引に関する行為」という。)については、平成13年5月16日から申請に際して下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。</p> <p>なお、平成6年3月25日付け「輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで並びに(10)及び(10の2)に掲げる貨物の輸出許可について(お知らせ)」は、廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という。)</p>	<p>(略)</p> <p>輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出又は外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の2の項(1)に掲げる技術の提供を目的とした取引については、平成13年5月16日から申請に際して下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。</p> <p>なお、平成6年3月25日付け「輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで並びに(10)及び(10の2)に掲げる貨物の輸出許可について(お知らせ)」は、廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という。)</p>

第1条第一号から第三号まで、第四号イ、第五号、第六号（核燃料物質の成型加工用の装置に限る。）、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の2若しくは第十号の3のいずれかに該当するものの輸出又は外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第一号に該当するものの提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為については、二国間の原子力協定等の政府間取極に基づく手続が必要となる場合がありますので、申請に先立って、資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課へ問い合わせてください。

第1条第一号から第三号まで、第四号イ、第五号、第六号（核燃料物質の成型加工用の装置に限る。）、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の2若しくは第十号の3のいずれかに該当するものの輸出又は外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第一号に該当するものの提供を目的とした取引については、二国間の原子力協定等の政府間取極に基づく手続が必要となる場合がありますので、申請に先立って、資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課へ問い合わせてください。

輸出貿易管理令第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の第三号イ及び第四号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の第三号イ及び第四号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて（平成14年3月29日付け平成14・03・18貿局第1号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引若しくは当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引又は当該取引に関する当該技術内容を記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の輸出若しくは当該技術内容を内容とする情報の電気通信による送信（貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第9条第2項第一号から第六号まで又は第九号から第十四号までのいずれにも該当せず、かつ、第七号イ若しくはロ又は第八号イ若しくはロに該当するもの（特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による当該技術内容を内容とする情報の送信を伴わないものを除く。）に限る。）を行おうとする者は、その技術が輸出令第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の第三号イ及び第四号イに規定する開発等若しくは省令の別表に掲げる行為のために利用されることとなることを知った場合には、遅滞なく、別紙に定める様式（2通）により、その旨を経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課に報告されたい。</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の16の項の中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引（貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第9条第1項第一号から第三号まで又は第五号から第十号までのいずれにも該当せず、かつ、第三号の二イ若しくはロ又は第四号イ若しくはロに該当するもの（当該技術を記録したものの引渡しを伴わないもの（電磁的記録の提供又はファクシミリ装置を用いた送信による情報の提供を除く。）を除く。）に限る。）を行おうとする者は、その技術が輸出令第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の第三号イ及び第四号イに規定する開発等若しくは省令の別表に掲げる行為のために利用されることとなることを知った場合には、遅滞なく、別紙に定める様式（2通）により、その旨を経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課に報告されたい。</p>

二 (略)

別紙 (略)

二 (略)

別紙 (略)

輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドラインの一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン（平成15年4月15日付け平成15・04・01貿局第1号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>経済産業省は、輸出者又は取引を行おうとする者（以下「輸出者等」という。）が、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）」第二号及び第三号又は「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）」第二号及び第三号に規定する「明らかなとき」（以下「明らかなとき」という。）を判断するためのガイドラインを下記のとおり提示します。</p> <p>経済産業省は、輸出者が本ガイドラインに基づき貨物の輸出又は技術の提供に際し厳正に審査を行うことを推奨します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>経済産業省は、輸出者又は取引を行おうとする者（以下「輸出者等」という。）が、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）」第二号及び第三号又は「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件（平成13年経済産業省告示第759号）」第二号及び第三号に規定する「明らかなとき」（以下「明らかなとき」という。）を判断するためのガイドラインを下記のとおり提示します。</p> <p>経済産業省は、輸出者が本ガイドラインに基づき貨物の輸出又は技術の提供に際し厳正に審査を行うことを推奨します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p>

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第48条第1項の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について一括して許可を行うもの及び法第25条第1項の許可であって<u>特定国</u>において特定の技術を提供することを目的とする取引又は<u>特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引</u>について一括して許可を行うものについて、一般包括許可、特定包括許可及び特別返品等包括許可の要件、許可に付する条件、申請手続及び有効期限を次のとおり定める。</p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1 一般包括許可の種類</p> <p>一般包括許可の種類は一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可とする。</p> <p>2 一般包括許可の要件</p> <p>(1) 一般包括輸出許可</p> <p>(略)</p> <p>(2) 一般包括役務取引許可</p> <p>輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施する者が、<u>特定国</u>において外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は<u>特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合</u>に、一括して許可を行ってもその取引が国</p>	<p>(略)</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第48条第1項の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について一括して許可を行うもの及び法第25条第1項の許可であって<u>特定の地域</u>において特定の技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行うものについて、一般包括許可、特定包括許可及び特別返品等包括許可の要件、許可に付する条件、申請手続及び有効期限を次のとおり定める。</p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1 一般包括許可の種類</p> <p>一般包括許可の種類は一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可とする。</p> <p>2 一般包括許可の要件</p> <p>(1) 一般包括輸出許可</p> <p>(略)</p> <p>(2) 一般包括役務取引許可</p> <p>輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施する者が、<u>特定の地域</u>において外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括役</p>

際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括役務取引許可を行う。

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社・関連会社の指導」の実施状況については、一般包括役務取引許可を行う場合における評価対象としない。

(3) (略)

3 一般包括許可の範囲

(1) 一般包括輸出許可

(略)

(2) 一般包括役務取引許可

一般包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地（技術の提供を受ける非居住者が属する外国を含む。以下同じ。）の組合せとする（提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「一般」と表記されていることを要する。）。

なお、一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

4～10 (略)

II 特定包括許可

1 特定包括許可の種類

特定包括許可の種類は、特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可とする。

務取引許可を行う。

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社・関連会社の指導」の実施状況については、一般包括役務取引許可を行う場合における評価対象としない。

(3) (略)

3 一般包括許可の範囲

(1) 一般包括輸出許可

(略)

(2) 一般包括役務取引許可

一般包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとする。

4～10 (略)

II 特定包括許可

1 特定包括許可の種類

特定包括許可の種類は、特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可とする。

2 特定包括許可の要件

(1) 特定包括輸出許可

(略)

(2) 特定包括役務取引許可

輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施している者が、継続的な取引関係を有する同一の者との間で行う外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括役務取引許可を行う。

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社・関連会社の指導」の実施状況については、特定包括役務取引許可を行う場合における評価対象としない。

(3) (略)

3 特定包括許可の範囲

(1) 特定包括輸出許可

(略)

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとする(提供地となる特定国と取引の相手方(契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。))が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特定」と表記されていることを要する。)

なお、特定包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第

2 特定包括許可の要件

(1) 特定包括輸出許可

(略)

(2) 特定包括役務取引許可

輸出管理社内規程を整備し、その輸出管理社内規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施している者が、継続的な取引関係を有する同一の非居住者との間で行う外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括役務取引許可を行う。

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社・関連会社の指導」の実施状況については、特定包括役務取引許可を行う場合における評価対象としない。

(3) (略)

3 特定包括許可の範囲

(1) 特定包括輸出許可

(略)

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せのうち許可証に記載されたものとする。

条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づき許可を要しない。

4～10 (略)

Ⅲ 特別返品等包括許可
(略)

Ⅳ (略)

別紙・様式 (略)

[別表A]

[2の項]

[3の項]

[3の2の項]

[4の項]

[5の項]

[6の項]

[7の項]

[8の項]

[9の項]

[10の項]

[11の項]

[12の項]

[13の項]

[14の項]

4～10 (略)

Ⅲ 特別返品等包括許可
(略)

Ⅳ (略)

別紙・様式 (略)

[別表A]

[2の項]

[3の項]

[3の2の項]

[4の項]

[5の項]

[6の項]

[7の項]

[8の項]

[9の項]

[10の項]

[11の項]

[12の項]

[13の項]

[14の項]

[15の項]

(略)

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(※ [2の項]～[15の項] 共通の改正)

[15の項]

(略)

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(※ [2の項]～[15の項] 共通の改正)

(略)

[別表B]

[2の項]

[3の項]

[3の2の項]

[4の項]

[5の項]

[6の項]

[7の項]

[8の項]

[9の項]

[10の項]

[11の項]

[12の項]

[13の項]

[14の項]

[15の項]

(略)

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、

(略)

[別表B]

[2の項]

[3の項]

[3の2の項]

[4の項]

[5の項]

[6の項]

[7の項]

[8の項]

[9の項]

[10の項]

[11の項]

[12の項]

[13の項]

[14の項]

[15の項]

(略)

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、

ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルデイブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(※ [2の項] ~ [15の項] 共通の改正)

(略)

ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルデイブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(※ [2の項] ~ [15の項] 共通の改正)

(略)

改正後		現 行	
(別紙1)		(別紙1)	
一般包括輸出許可の条件	許可条件の適用	一般包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) 略		(1) 略	
(2) 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも、 <u>輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。</u>		(2) 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも <u>5年間保存すること。</u>	
(3) 略	1)～4) 略	(3) 略	1)～4) 略
(4) 略	1)～2) 略	(4) 略	1)～2) 略
(5) 略	1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬す	(5) 略	1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬す

(6) 略

(7) 略

(8)～(9) 略

(10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅰの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなつたとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

ることができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

(以下、略)

2)～6) 略

1)～2) 略

(6) 略

(7) 略

(8)～(9) 略

(10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

ることができるロケット若しくは無人航空機であつてペイロードを300キロメートル以上運搬することができるものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

(以下、略)

2)～6) 略

1)～2) 略

(別紙2)

一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) 略	
(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、 <u>技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間</u> 保存すること。	
(3) 略	1) ~ 4) 略
(4) 略	1) ~ 2) 略
(5) 略	1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって <u>その</u>

(別紙2)

一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) 略	
(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも <u>5年間</u> 保存すること。	
(3) 略	1) ~ 4) 略
(4) 略	1) ~ 2) 略
(5) 略	1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって <u>ペイ</u>

<p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8)～(9) 略</p> <p>(10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、<u>包括許可取扱要領 I の 2 (1) 若しくは (2) の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</u></p>	<p><u>射程若しくは航続距離が 300 キロメートル以上のもの</u>の開発、製造、使用又は貯蔵を指す。</p> <p>(以下、略)</p> <p>2)～6) 略</p> <p>1)～2) 略</p>	<p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8)～(9) 略</p> <p>(10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</p>	<p><u>ロードを 300 キロメートル以上運搬することができるもの</u>の開発、製造、使用又は貯蔵を指す。</p> <p>(以下、略)</p> <p>2)～6) 略</p> <p>1)～2) 略</p>
--	--	--	--

(別紙 3)

特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (2) 略 (3) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも、 <u>輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。</u>	1) ~ 4) 略 1) ~ 2) 略 1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって <u>その射程若しくは航続距離が300キロメートル</u>
(4) 略	1) ~ 4) 略
(5) 略	1) ~ 2) 略
(6) 略	1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって <u>その射程若しくは航続距離が300キロメートル</u>

(別紙 3)

特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (2) 略 (3) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも <u>5年間保存すること。</u>	1) ~ 4) 略 1) ~ 2) 略 1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって <u>パイロードを300キロメートル以上運搬するこ</u>
(4) 略	1) ~ 4) 略
(5) 略	1) ~ 2) 略
(6) 略	1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって <u>パイロードを300キロメートル以上運搬するこ</u>

(7) ~ (9) 略

(10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

(以下、略)

2) ~ 5) 略

(7) ~ (9) 略

(10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

とができるものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

(以下、略)

2) ~ 5) 略

(別紙 4)

特定包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (2) 略 (3) 特定包括役務取引許可に基づき <u>技術の提供</u> を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、 <u>技術の提供</u> 時から少なくとも、 <u>外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間</u> 、 <u>外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間</u> 保存すること。	
(4) 略	1) ~ 4) 略
(5) 略	1) ~ 2) 略
(6) 略	1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって <u>その射程若しくは</u>

(別紙 4)

特定包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (2) 略 (3) 特定包括役務取引許可に基づき提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも <u>5年間</u> 保存すること。	
(4) 略	1) ~ 4) 略
(5) 略	1) ~ 2) 略
(6) 略	1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって <u>ペイロードを30</u>

(7)～(9) 略

(10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

(以下、略)

2)～5) 略

(7)～(9) 略

(10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

0キロメートル以上運搬することができものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

(以下、略)

2)～5) 略

(別紙 5)

特別返品等包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) 略	
(2) 略	1) ~ 2) 略
(3) 特別返品等包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも <u>7</u> 年間保存すること <u>(ただし、輸出令別表第 1 の 1 の項の (5)、(6)、(10) ~ (12) に掲げる貨物については 5 年間保存すること)</u> 。	1) ~ 2) 略
(4) 略	1) ~ 4) 略
(5) 略	1) ~ 2) 略
(6) 略	
(7) <u>法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅲの 2 (1) 若しくは (2) の要件を満たさなくなつたとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要が</u>	

(別紙 5)

特別返品等包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) 略	
(2) 略	1) ~ 2) 略
(3) 特別返品等包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも <u>5</u> 年間保存すること。	1) ~ 2) 略
(4) 略	1) ~ 4) 略
(5) 略	1) ~ 2) 略
(6) 略	
(7) <u>法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されること</u> がある。	

あると認められるときは、本
許可が取り消されることがあ
る。

(別紙6)

特別返品等包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) 略	
(2) 略	1) ~ 2) 略
(3) 特別返品等包括役務取引許可 に基づき <u>技術の提供</u> を行った際 の資料を輸出管理社内規程に基 づき、 <u>技術の提供時</u> から少なく とも <u>7年間</u> 保存すること(ただ し、 <u>外為令別表のうち、輸出令 別表第1の1の項の(5)、(6)、(10)~(12)に掲 げる貨物の設計、製造又は使用 に係る技術の提供の場合は5年 間保存すること</u>)。	1) ~ 2) 略
(4) 略	
(5) 略	1) ~ 4) 略

(別紙6)

特別返品等包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) 略	
(2) 略	1) ~ 2) 略
(3) 特別返品等包括役務取引許可 に基づき提供を行った際の資料 を輸出管理者社内規程に基づき 、 <u>輸出時</u> から少なくとも <u>5年間</u> 保存すること。	1) ~ 2) 略
(4) 略	
	1) ~ 4) 略

<p>(6) 略</p> <p>(7) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、<u>包括許可取扱要領Ⅲの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</u></p>	<p>1)～2) 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</p>	<p>1)～2) 略</p>
--	----------------	--	----------------

附則 この通達の施行の際に現にこの通達による一般包括輸出許可、一般包括役務取引許可、特定包括輸出許可、特定包括役務取引許可、特別返品等包括輸出許可又は特別返品等包括役務取引許可を受けた者は、従前と同様の条件により許可を受けたものとみなす。

様式第1 (I-4 (1) 関係)

改正後	現 行
<p>表面 (略)</p> <p>(裏面)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも、<u>輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間</u>保存すること。</p> <p>(3) ~ (9) 略</p> <p>(10) <u>法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Iの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</u></p>	<p>表面 (略)</p> <p>(裏面)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも<u>5年間</u>保存すること。</p> <p>(3) ~ (9) 略</p> <p>(10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは<u>国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</u></p>

様式第2 (I-4 (2) 関係)

改正後	現 行
<p>表面 (略)</p> <p>(裏面)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、<u>技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間</u>保存すること。</p> <p>(3) ~ (9) 略</p> <p>(10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、<u>包括許可取扱要領Iの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは</u>、本許可が取り消されることがある。</p>	<p>表面 (略)</p> <p>(裏面)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも<u>5年間</u>保存すること。</p> <p>(3) ~ (9) 略</p> <p>(10) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは<u>国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは</u>、本許可が取り消されることがある。</p>

様式第3（Ⅱ-4（1）関係）

改正後	現 行
<p>表面（略）</p> <p>（裏面）</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3）特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも、<u>輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間</u>保存すること。</p> <p>（4）～（9） 略</p> <p>（10）法令若しくは許可の条件に違反したとき、<u>包括許可取扱要領Ⅱの2（1）若しくは（2）の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは</u>、本許可が取り消されることがある。</p> <p>別紙1～別紙2 略</p>	<p>表面（略）</p> <p>（裏面）</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3）特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも<u>5年間</u>保存すること。</p> <p>（4）～（9） 略</p> <p>（10）法令又は許可の条件に違反したとき若しくは<u>国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは</u>、本許可が取り消されることがある。</p> <p>別紙1～別紙2 略</p>

様式第4（Ⅱ-4（2）関係）

改正後	現 行
<p>表面（略）</p> <p>（裏面）</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3）特定包括役務取引許可に基づき<u>技術の提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間保存すること。</u></p> <p>（4）～（9） 略</p> <p>（10）法令若しくは許可の条件に違反したとき、<u>包括許可取扱要領Ⅱの2（1）若しくは（2）の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</u></p> <p>別紙1～別紙2 略</p>	<p>表面（略）</p> <p>（裏面）</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3）特定包括役務取引許可に基づき提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも<u>5年間</u>保存すること。</p> <p>（4）～（9） 略</p> <p>（10）法令又は許可の条件に違反したとき若しくは<u>国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</u></p> <p>別紙1～別紙2 略</p>

様式第5（Ⅲ－4（1）関係）

改正後	現 行
<p>表面（略）</p> <p>（裏面）</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3）特別返品等包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも7年間保存すること（<u>ただし、輸出令別表第1の1の項（5）、（6）、（10）～（12）に掲げる貨物については5年間保存すること。</u>）</p> <p>（4）～（6） 略</p> <p>（7）法令若しくは許可の条件に違反したとき、<u>包括許可取扱要領Ⅲの2（1）若しくは（2）の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</u></p>	<p>表面（略）</p> <p>（裏面）</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3）特別返品等包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも5年間保存すること。</p> <p>（4）～（6） 略</p> <p>（7）法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</p>

様式第6 (Ⅲ-4 (2) 関係)

改正後	現 行
<p>(略) 表面</p> <p>(裏面)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 特別返品等包括役務取引許可に基づき<u>技術の提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、技術の提供時から少なくとも7年間保存すること(ただし、外為令別表の1の項のうち、輸出令別表第1の1の項(5)、(6)、(10)~(12)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供の場合は5年間保存すること)。</u></p> <p>(4) ~ (6) 略</p> <p>(7) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、<u>包括許可取扱要領Ⅲの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</u></p>	<p>(略) 表面</p> <p>(裏面)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 特別返品等包括役務取引許可に基づき提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも<u>5年間保存すること。</u></p> <p>(4) ~ (6) 略</p> <p>(7) 法令又は許可の条件に違反したとき若しくは国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</p>

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について（平成17年4月1日付け平成17・03・30貿局第7号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p><u>大量破壊兵器</u>キャッチオール規制（注1）の下では、輸出する貨物や移転する技術が核兵器等（注2）の開発等（注3）のために用いられるおそれがある場合には（注4）、原則として輸出又は提供に際し許可が必要となっております。</p> <p>下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目（注5）に該当しないもの（貨物等省令（注6）に規定するスペックに達しないものを含む）のうち、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルの開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例です。</p> <p>従って、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、輸出者等において、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、審査を特に慎重に行うことが必要です。</p> <p>※なお、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成16・03・23貿局第1号）は廃止します。</p> <p>(注) 1 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロ、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）<u>第9条第2項第七号イ及びロ又は第八号イ及びロ</u>を参照。</p> <p>2 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機<u>であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のもの</u></p>	<p>(略)</p> <p>キャッチオール規制（注1）の下では、輸出する貨物や移転する技術が核兵器等（注2）の開発等（注3）のために用いられるおそれがある場合には（注4）、原則として輸出に際し許可が必要となっております。</p> <p>下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目（注5）に該当しないもの（貨物等省令（注6）に規定するスペックに達しないものを含む）のうち、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルの開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例です。</p> <p>従って、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、輸出者等において、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、審査を特に慎重に行うことが必要です。</p> <p>※なお、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成16・03・23貿局第1号）は廃止します。</p> <p>(注) 1 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロ、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）<u>第9条第1項第三号の二イ及びロ又は四号イ及びロ</u>を参照。</p> <p>2 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機</p>

3 (略)

4 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）を参照。

5・6 (略)

記

(略)

3 (略)

4 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件（平成13年経済産業省告示第759号）を参照。

5・6 (略)

記

(略)

外国為替及び外国貿易法第25条第1項第二号の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項第二号の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について（平成18年12月22日付け平成18・12・18貿局第3号）

改正後	現 行
<p>外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）<u>第25条第4項</u>の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（以下「仲介貿易取引」という。）について運用を次のとおり定め、平成19年6月1日から実施する。</p> <p>1 仲介貿易取引許可の対象</p> <p>（1）許可を受けなければならない取引の範囲</p> <p>外為法第25条第4項で規定されている「許可を受けなければならない取引」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）<u>第17条第3項</u>に規定するものをいう。</p> <p>なお、仲介貿易取引許可の対象は、外国相互間の貨物の移動に係る「<u>売買、貸借又は贈与</u>を行うこと」であり、製品や技術の提供のような「<u>事実行為</u>」自体ではないことに留意が必要である。</p> <p>（2）用語の解釈</p> <p>外為令、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）、<u>外国相互間の貨物の移動を伴う貨</u></p>	<p>外国為替及び外国貿易法第25条第1項第二号の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）<u>第25条第1項第二号</u>の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引（以下「仲介貿易取引」という。）について運用を次のとおり定め、平成19年6月1日から実施する。</p> <p>1 仲介貿易取引許可の対象</p> <p>（1）許可を受けなければならない取引の範囲</p> <p>外為法第25条第1項第二号で規定されている「許可を受けなければならない取引」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）<u>第17条第2項</u>に規定するものをいう。</p> <p>なお、仲介貿易取引許可の対象は、外国相互間の貨物の移動に係る「<u>売買</u>を行うこと」であり、製品や技術の提供のような「<u>事実行為</u>」自体ではないことに留意が必要である。</p> <p>（2）用語の解釈</p> <p>外為令、輸出貿易管理令（<u>昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。</u>）<u>別表第1</u>及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省</p>

物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成18年経済産業省令第101号。以下「仲介貿易取引おそれ省令」という。）及びこの通達における用語の解釈は、次のとおりとする。

① 売買、貸借又は贈与に関する取引

外国相互間の貨物の移動に係る売買、貸借又は贈与を行うことをいう。

居住者が非居住者との間で行う貨物の「売り」と「買い」、「貸し」と「借り」又は「贈与」と「受贈」の双方の当事者となる場合に限らず、「売り」と「受贈」、「貸し」と「買い又は受贈」、「贈与」と「買い」の双方の当事者となる場合もいう。これらのうち片方のみ^に留まる場合（又は留まる段階）においては、「許可を受けなければならない取引」に該当しない。ここでいう「売り」契約は居住者が非居住者に対し貨物^を売る契約を指し、「買い」契約は居住者が非居住者から貨物^を買う契約を指す。「貸し」契約は居住者が非居住者に対し貨物^を貸す契約を指し、「借り」契約は居住者が非居住者から貨物^を借りる契約を指す。「贈与」契約は、居住者が非居住者に対し貨物^を贈与する契約を指し、「受贈」契約は居住者が非居住者から貨物^を受贈する契約を指す。

（i）売買、貸借又は贈与の予約、（ii）売買、貸借又は贈与契約に係る取次（手数料等を受けるものに限らない。）、保証、融資等の取引、（iii）売買、貸借又は贈与契約の履行行為、（iv）物流^{のみ}に携わる行為は、いずれも売買、貸借又は贈与に関する取引に当たらない。

なお、移動の途中において加工され、当初の貨物との同一性が失われる場合には、その加工前と加工後に区別して独立した取引として判別される。

② 貨物

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）

令」という。）、外国間の移動を伴う貨物の売買に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成18年経済産業省令第101号。以下「仲介貿易取引おそれ省令」という。）及びこの通達における用語の解釈は、次のとおりとする。

① 売買に関する取引

外国相互間の貨物の移動に係る売買を行うことをいう。

居住者が貨物の「売り」と「買い」の双方の当事者となる場合に限るものであり、これらのうち片方のみ^に留まる場合（または留まる段階）においては、「許可を受けなければならない取引」に該当しない。ここでいう「売り」契約は居住者が非居住者に対し貨物^を売る契約を指し、「買い」契約は居住者が非居住者から貨物^を買う契約を指す。

（i）売買の予約、（ii）売買契約に係る取次（手数料等を受けるものに限らない。）、保証、融資等の取引、（iii）売買契約の履行行為、（iv）物流^{のみ}に携わる行為は、いずれも売買に関する取引に当たらない。

なお、移動の途中において加工され、当初の貨物との同一性が失われる場合には、その加工前と加工後に区別して独立した取引として判別される。

② 貨物

輸出令別表第1のいずれかの項に該当するものをいう。該当する項が特定

別表第1のいずれかの項に該当するものをいう。該当する項が特定されていることは不要であるが、輸出令別表第1の1の項に該当するものである場合には他の項に該当するものと要件が異なることとなる。

外国にある売主、貸主又は贈与主が所有しているものに限らず、他者が所有するもの、いまだ製造されていないもの等を含む。

外為令第17条第3項第二号に規定する貨物（輸出令別表第1の2から16の項に該当する貨物）の場合には、許可を受けなければならないのは、船積地域と仕向地のいずれもが輸出令別表第3に掲げる地域以外であって、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして仲介貿易取引おそれ省令で定める要件に該当し、又は経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合に限られる。したがって、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物である場合を除き、同表第3に掲げる地域を仕向地とする場合、同表第3に掲げる地域を船積地域とする場合、仲介貿易取引おそれ省令で定める要件に該当せず経済産業大臣からの通知を受けていない場合は、いずれも許可を受けなければならない場合に該当しない。

③ 仲介貿易取引おそれ省令の適用

「取引に関して入手した文書、図画若しくは電磁的記録」は、居住者が取引の相手方その他の者から直接入手したものに限らず、公開情報を含め居住者が入手したもの全てを含む。単一の文書等である場合に限らず、複数の文書等を併せて核兵器等の開発等又は「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）別表に掲げる行為」のために用いられることとなる旨「記載され、若しくは記録されている」場合を含む。ただし、これは取引を行おうとする居住者に対して特定の文書等の入手を義務づけるというものではなく、通常の商習慣の範囲内で入手した文書等との趣旨である。

されていることは不要であるが、輸出令別表第1の1の項に該当するものである場合には他の項に該当するものと要件が異なることとなる。

外国にある売主が所有しているものに限らず、他者が所有するもの、いまだ製造されていないもの等を含む。

外為令第17条第2項第二号に規定する貨物（輸出令別表第1の2から16の項に該当する貨物）の場合には、許可を受けなければならないのは、船積地域と仕向地のいずれもが輸出令別表第3に掲げる地域以外であって、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして仲介貿易取引おそれ省令で定める要件に該当し、または経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合に限られる。したがって、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物である場合を除き、同表第3に掲げる地域を仕向地とする場合、同表第3に掲げる地域を船積地域とする場合、仲介貿易取引おそれ省令で定める要件に該当せず経済産業大臣からの通知を受けていない場合は、いずれも許可を受けなければならない場合に該当しない。

③ 仲介貿易取引おそれ省令の適用

「取引に関して入手した文書、図画若しくは電磁的記録」は、居住者が取引の相手方その他の者から直接入手したものに限らず、公開情報を含め居住者が入手したもの全てを含む。単一の文書等である場合に限らず、複数の文書等を併せて核兵器等の開発等または「別表に掲げる行為」のために用いられることとなる旨「記載され、若しくは記録されている」場合を含む。ただし、これは取引を行おうとする居住者に対して特定の文書等の入手を義務づけるというものではなく、通常の商習慣の範囲内で入手した文書等との趣旨である。

文書等の入手及び取引の相手方等からの連絡は、(3)の許可を必要とする時点以前のものに限られ、その時点以降に入手したものにに基づき新たに許可申請を必要とするものではない。

「これらの代理人」は、「当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者に代わって意思表示をなし、又は意思表示を受領し、その法律効果が直接当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者に帰属する関係にある者」を意味する。

「連絡を受けた」は、連絡手段を問わない。なお、いわゆるライバル企業等の第三者から連絡を受けた場合については、当該者が当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者若しくはこれらの代理人に該当しない場合には、ここでいう「連絡を受けた」場合には該当しない。

④ 外国相互間

異なる外国（本邦と国交をもたないものを含む。）の間であることをいう。同一国内の移動の場合を含まない。

なお、中華人民共和国、香港、マカオは、それぞれ異なる外国として扱う。移動の途中において、本邦で積み替えのみ行うことが予定される場合は、外国相互間の移動として扱う。

⑤ (略)

⑥ 売買、貸借又は贈与

売買又は贈与は、契約の名称や所有権の移転時期に関わらず、契約の内容が最終的に所有権の移転を目的とするものであるもの（貸借契約満了後に所

文書等の入手及び取引の相手方等からの連絡は、(3)の許可を必要とする時点以前のものに限られ、その時点以降に入手したものにに基づき新たに許可申請を必要とするものではない。

「電磁的記録」は、フラッシュメモリー等の電子的記録媒体、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク、ハードディスク等の磁氣的記録媒体、CD、マイクロフィルム等の光学的記録媒体その他の記録媒体において人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

「これらの代理人」は、「当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者に代わって意思表示をなし、又は意思表示を受領し、その法律効果が直接当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者に帰属する関係にある者」を意味する。

「連絡を受けた」は、連絡手段を問わない。なお、いわゆるライバル企業等の第三者から連絡を受けた場合については、当該者が当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者若しくはこれらの代理人に該当しない場合には、ここでいう「連絡を受けた」場合には該当しない。

④ 外国相互間

異なる外国（本邦と国交をもたないものを含む。）の間であることをいう。同一国内の移動の場合を含まない。

なお、中華人民共和国、香港、マカオは、それぞれ異なる外国として扱う。移動の途中において、本邦で積み替えのみ行うことが予定される場合は、外国間の移動として扱う。

⑤ (略)

⑥ 売買

契約の名称や所有権の移転時期に関わらず、契約の内容が最終的に所有権の移転を目的とするものであるもの（リース契約満了後に所有権移転を予定

有権移転を予定する契約、操作開始後に所有権を移転する契約等を含む。)をいう。

貸借は、契約の名称に関わらず、契約の内容が貸借を目的とするもの（貸借契約満了後に所有権移転を予定する契約を除く。）をいう。

契約を締結する時点で貨物の所有権が「買い」、「借り」又は「受贈」契約の相手方にある場合に限らず、その時点では貨物自体が存在していない場合、貨物自体が特定されていないため所有権をもつ者も特定されない場合、契約当事者以外の第三者が所有権をもつ場合は、いずれもこの売買、貸借又は贈与に当たる。契約当事者以外の第三者に所有権を移転する契約も、この売買、貸借又は贈与に含まれる。既存の契約の履行に代えて貨物により弁済することを新たに決めると（契約の更改により代物弁済の契約を締結すること）は、その新たな取決めが売買、貸借又は贈与に含まれる。

売買、貸借又は贈与その他の契約の履行として貨物を移転することは売買、貸借又は贈与に当たらないが、この行為に先立つ契約自体が売買、貸借又は贈与に当たる。

代金の支払の時期・回数・方法は限定されない。送金、相殺等によるものも含まれる。契約当事者以外の第三者が代金の支払を行う場合、第三者に代金の支払を行う場合も、ともに含まれる。

実体が売買、貸借又は贈与である取引については、売買、貸借又は贈与にあたらないよう装ったものであっても、契約の名称や形式に関わらず、売買、貸借又は贈与として扱われる。

売買契約書、貸借契約書又は贈与契約書を作成する場合に限らず、単に申

する契約、操作開始後に所有権を移転する契約等を含む。)をいう。

契約を締結する時点で貨物の所有権が「買い」契約の相手方にある場合に限らず、その時点では貨物自体が存在していない場合、貨物自体が特定されていないため所有権をもつ者も特定されない場合、契約当事者以外の第三者が所有権をもつ場合は、いずれもこの売買に当たる。契約当事者以外の第三者に所有権を移転する契約も、この売買に含まれる。既存の契約の履行に代えて貨物により弁済することと新たに決めると（契約の更改により代物弁済の契約を締結すること）は、その新たな取決めが売買に含まれる。

貨物の対価がないもの（無償の譲渡）、金銭や金銭を代替する手段（以下「代金」という。）以外を対価とするもの（交換）、貨物の貸付けは、いずれも売買に当たらない。

売買その他の契約の履行として貨物を移転することは売買に当たらないが、この行為に先立つ契約自体が売買に当たる。

代金の支払いの時期・回数・方法は限定されない。送金、相殺等によるものも含まれる。契約当事者以外の第三者が代金の支払いを行う場合、第三者に代金の支払いを行う場合も、ともに含まれる。

実体が売買である取引については、売買にあたらないよう装ったものであっても、契約の名称や形式に関わらず、売買として扱われる。

売買契約書を作成する場合に限らず、単に申し込みに対し承諾の通知のみ

し込みに対し承諾の通知のみにより売買契約、貸借契約又は贈与契約が成立する場合、承諾の通知とともに又はこれに代えて貨物の発送や提供を行う場合のいずれもが含まれる。

なお、後者の場合にも、発送などの事実行為に対する規制ではなく、発送などと同時に行為される契約受諾行為が許可を要するものとなるものである。

貨物の「売り」と「買い」、「貸し」と「借り」若しくは「贈与」と「受贈」又は「売り」と「受贈」、「貸し」と「買い若しくは受贈」若しくは「贈与」と「買い」の契約は、別個のものであることを必要とせず、三者契約によるものも含まれる。

⑦ 移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与

売買、貸借又は贈与の成約後に移動する場合のほか、発注に対して成約を待たずに移動する場合、所有権移転の合意のみの段階で移動を行い価格決定は事後に行う場合も、移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に含まれる。全く貨物の移動がないものは、対象とならない。

「売り」、「貸し」又は「贈与」契約が成立する前に移動しておく場合については、当該貨物の移動が特定の相手方（1社に限定されない。）に向ける一連のものとして予定していた場合に限り、移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に含まれる。「売り」、「貸し」又は「贈与」契約が成立する前に中間地点に移動しておいた貨物については、当該貨物の移動が特定の相手方（1社に限定されない。）に向ける一連のものとして予定していた場合は同様に移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に含まれ、予定されていなかった場合であってもその後の「売り」、「貸し」又は「贈与」契約に基づき移動が予定される場合には中間地点以降の部分について移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に含まれる。

(3) 許可を必要とする時点

により売買契約が成立する場合、承諾の通知とともにまたはこれに代えて貨物の発送や提供を行う場合のいずれもが含まれる。なお、後者の場合にも、発送などの事実行為に対する規制ではなく、発送などと同時に行為される契約受諾行為が許可を要するものとなるものである。

貨物の「売り」と「買い」の契約は、別個のものであることを必要とせず、三者契約によるものも含まれる。

⑦ 移動を伴う貨物の売買

売買の成約後に移動する場合のほか、発注に対して成約を待たずに移動する場合、所有権移転の合意のみの段階で移動を行い価格決定は事後に行う場合も、移動を伴う貨物の売買に含まれる。全く貨物の移動がないものは、対象とならない。

「売り」契約が成立する前に移動しておく場合については、当該貨物の移動が特定の相手方（1社に限定されない。）に向ける一連のものとして予定していた場合に限り、移動を伴う貨物の売買に含まれる。「売り」契約が成立する前に中間地点に移動しておいた貨物については、当該貨物の移動が特定の相手方（1社に限定されない。）に向ける一連のものとして予定していた場合は同様に移動を伴う貨物の売買に含まれ、予定されていなかった場合であってもその後の「売り」契約に基づき移動が予定される場合には中間地点以降の部分について移動を伴う貨物の売買に含まれる。

(3) 許可を必要とする時点

貨物の「売り」と「買い」、「貸し」と「借り」若しくは「贈与」と「受贈」又は「売り」と「受贈」、「貸し」と「買い若しくは受贈」若しくは「贈与」と「買い」の個別契約をもつ場合には、それらのうち後に成立する契約より前の時点とする。これらのうち一方又は双方が申し込みに対して応諾の通知をもって成立するものである場合、申し込みに対して貨物の発送や提供をもって成立するものである場合には、その行為より前の時点とする。

三者契約の場合には、その契約より前の時点とする。

なお、「売り」、「貸し」又は「贈与」契約の発注に対して成約を待たず貨物を移動する場合には、その移動させる行為を売買、貸借又は贈与契約の締結に向けた意思表示と認め（売買、貸借又は贈与契約と無関係な貨物移動である場合を除く。）、その移動より前の時点とする。「売り」、「貸し」又は「贈与」契約に関して、売買、貸借又は贈与をすることについての合意のみの段階で貨物の移動を行い価格決定は事後に行う場合には、価格決定の時期に関係なく、売買、貸借又は贈与をすることについての合意より前の時点とする。「売り」、「貸し」又は「贈与」契約が成立する前に移動しておく場合（一連のものとして予定していた場合に限る。）は、移動の前の時点とする。

複数段階により売買、貸借又は贈与の契約が具体化されるものである場合には、その契約により貨物の移転を行うに必要な行為をすることを具体的に可能とする段階のものをもって、時点判断の基準とする。例えば、基本契約を締結しており個別の出荷は改めて個々の注文に委ねる場合には、その個別注文の時点がこれに当たる。また、契約中の条項において、居住者側による別途の通知を待った上で実際の出荷を行うものとしている場合には、その別途の通知の時点がこれに当たる。

(4) その他

その実体が「許可を受けなければならない取引」に該当するものである場合

貨物の「売り」と「買い」の個別契約をもつ場合には、それらのうち後に成立する契約より前の時点とする。これらのうち一方または双方が申し込みに対して応諾の通知をもって成立するものである場合、申し込みに対して貨物の発送や提供をもって成立するものである場合には、その行為より前の時点とする。

三者契約の場合には、その契約より前の時点とする。

なお、「売り」契約の発注に対して成約を待たず貨物を移動する場合には、その移動させる行為を売買契約の締結に向けた意思表示と認め（売買契約と無関係な貨物移動である場合を除く。）、その移動より前の時点とする。「売り」契約に関して、売買をすることについての合意のみの段階で貨物の移動を行い価格決定は事後に行う場合には、価格決定の時期に関係なく、売買をすることについての合意より前の時点とする。「売り」契約が成立する前に移動しておく場合（一連のものとして予定していた場合に限る。）は、移動の前の時点とする。

複数段階により売買の契約が具体化されるものである場合には、その契約により貨物の移転を行うに必要な行為をすることを具体的に可能とする段階のものをもって、時点判断の基準とする。例えば、基本契約を締結しており個別の出荷は改めて個々の注文に委ねる場合には、その個別注文の時点がこれに当たる。また、契約中の条項において、居住者側による別途の通知を待った上で実際の出荷を行うものとしている場合には、その別途の通知の時点がこれに当たる。

(4) その他

その実体が「許可を受けなければならない取引」に該当するものである場合

には、書類等を廃棄すること、売買、貸借又は贈与の相手方として居住者を介在させること等によりこれを回避しても、「許可を受けなければならない取引」として扱う。

仲介貿易取引許可の対象は「売買、貸借又は贈与を行うこと」であり、製品や技術の提供のような「事実行為」自体ではないため、支店や代理人が売買、貸借又は贈与に関する事務を行う場合であっても会社や本人が売買、貸借又は贈与の当事者となるものである。したがって、本邦法人の海外支店などの海外事務所（海外現地法人は別個の独立した法人格であり、これには当たらない。）が行う仲介貿易取引も、本邦法人の仲介貿易取引として本規制の対象となる。海外支店の職員が行う取引も、個人として行う取引でなく海外支店の取引となるものは、本規制の対象となる。

仲介貿易取引に関しては、輸出令第4条第1項第五号（いわゆる「少額特例」による許可不要）の適用はない。

2 仲介貿易取引の許可

(1) (略)

(2) 許可の申請

① 仲介貿易取引許可の申請者は、仲介貿易取引を行おうとする居住者本人である。1件の移動に関して複数の居住者が非居住者との売買、貸借又は贈与の当事者となる場合には、それぞれの居住者が申請者となる。海外支店が仲介貿易取引に係る行為を行う場合には、なお本店が申請者となる。これらの場合には、仲介貿易取引を行おうとする居住者の代理である旨を記載した書面を添付する場合には、代理人が申請することができる。

② (略)

③ 仲介貿易取引申請書の添付書類は、次のとおりとする。

仲介貿易取引許可の申請に必要な書類は、貿易外省令第1条第2項による

には、書類等を廃棄すること、売買の相手方として居住者を介在させること等によりこれを回避しても、「許可を受けなければならない取引」として扱う。

仲介貿易取引許可の対象は「売買を行うこと」であり、製品や技術の提供のような「事実行為」自体ではないため、支店や代理人が売買に関する事務を行う場合であっても会社や本人が売買の当事者となるものである。したがって、本邦法人の海外支店などの海外事務所（海外現地法人は別個の独立した法人格であり、これには当たらない。）が行う仲介貿易取引も、本邦法人の仲介貿易取引として本規制の対象となる。海外支店の職員が行う取引も、個人として行う取引でなく海外支店の取引となるものは、本規制の対象となる。

仲介貿易取引に関しては、輸出令第4条第1項第五号（いわゆる「少額特例」による許可不要）の適用はない。

2 仲介貿易取引の許可

(1) (略)

(2) 許可の申請

① 仲介貿易取引許可の申請者は、仲介貿易取引を行おうとする居住者本人である。1件の移動に関して複数の居住者が非居住者との売買の当事者となる場合には、それぞれの居住者が申請者となる。海外支店が仲介貿易取引に係る行為を行う場合には、なお本店が申請者となる。これらの場合には、仲介貿易取引を行おうとする居住者の代理である旨を記載した書面を添付する場合には、代理人が申請することができる。

② (略)

③ 仲介貿易取引申請書の添付書類は、次のとおりとする。

仲介貿易取引許可の申請に必要な書類は、貿易外省令第1条第2項による

以下の書類を提出するものとする。

なお、経済産業大臣が必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

(a) (略)

(b) 「売り」、「貸し」又は「贈与」契約及び「買い」、「借り」又は「受贈」契約に係る契約書、契約書の案、注文書その他取引の内容を確認できる書類 1通

(c) (b) の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書 1通

(注) 契約書、注文書等の原本を提出する場合は、当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は(c) の証明書を提出するものとする。

なお、原本については内容確認の後、申請者に返却する。

申請理由書の記載事項

- 1 チェックリスト受理番号
- 2 貨物名（商品名、型番及び等級）
- 3 「売り」、「貸し」又は「贈与」契約の相手方（貨物を費消する者が異なる場合には、その者）の概要
- 4 「買い」、「借り」又は「受贈」契約の相手方の概要
- 5 当該貨物の用途
- 6 その他
 - i) 外為令第17条第3項第一号に係る申請の場合にあつては、該当項番（当該貨物が該当する輸出令別表第1の1の項の表記とともに、中欄の括弧の番号）
 - ii) 外為令第17条第3項第二号に係る申請の場合にあつては、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられるおそれの内容及び経緯

以下の書類を提出するものとする。なお、経済産業大臣が必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

(a) (略)

(b) 「売り」契約及び「買い」契約に係る契約書、契約書の案、注文書その他取引の内容を確認できる書類1通

(c) (b) の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書 1通

(注) 契約書、注文書等の原本を提出する場合は、当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は(c) の証明書を提出するものとする。なお、原本については内容確認の後、申請者に返却する。

申請理由書の記載事項

- 1 チェックリスト受理番号
- 2 貨物名（商品名、型番及び等級）
- 3 「売り」契約の相手方（貨物を費消する者が異なる場合には、その者）の概要
- 4 「買い」契約の相手方の概要
- 5 当該貨物の用途
- 6 その他
 - i) 外為令17条第2項第一号に係る申請の場合にあつては、該当項番（当該貨物が該当する輸出令別表第1の1の項の表記とともに、中欄の括弧の番号）
 - ii) 外為令17条第2項第二号に係る申請の場合にあつては、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられるおそれの内容及び経緯

(3) 仲介貿易取引許可証の内容変更及び有効期限の延長の申請

仲介貿易取引許可証の内容変更及び有効期限の延長の申請は、貿易外省令第2条第3項に規定する変更許可申請書（貿易外省令別紙様式第5）による。

(4) 仲介貿易取引の許可

① 仲介貿易取引の許可は、次の仲介貿易取引許可基準により行う。

(a) 貨物が実際に「売り」、「貸し」又は「贈与」契約の相手方（別に需要者がある場合は、需要者。以下同じ。）に到達するのが確からしいか否か

(b) 申請内容にある「売り」、「貸し」又は「贈与」契約の相手方が貨物を使用するのが確からしいか否か

(c) 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か

(d) 貨物が「売り」、「貸し」又は「贈与」契約の相手方によって適正に管理されるのが確からしいか否か

② 仲介貿易取引の内容等により、①の許可基準の一部を適用せず、又は外為法第67条第1項の規定に基づき必要な条件を付して許可することがある。

(3) 仲介貿易取引許可証の内容変更及び有効期限の延長の申請

仲介貿易取引許可証の内容変更及び有効期限の延長の申請は、貿易外省令第2条第3項に規定する変更許可申請書（貿易外省令別紙様式第5）による。

(4) 仲介貿易取引の許可

① 仲介貿易取引の許可は、次の仲介貿易取引許可基準により行う。

(a) 貨物が実際に「売り」契約の相手方（別に需要者がある場合は、需要者。以下同じ。）に到達するのが確からしいか否か

(b) 申請内容にある「売り」契約の相手方が貨物を使用するのが確からしいか否か

(c) 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か

(d) 貨物が「売り」契約の相手方によって適正に管理されるのが確からしいか否か

② 仲介貿易取引の内容等により、①の許可基準の一部を適用せず、または外為法第67条第1項の規定に基づき必要な条件を付して許可することがある。

通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について（お知らせ）の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について（お知らせ）（平成20年10月31日付け平成20・10・17貿局第4号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 許可申請の対象</p> <p>(1) 技術の提供を目的とする取引</p> <p>① 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の16の項の中欄に掲げる技術を輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第3の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引<u>又は当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引</u>であって、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」（平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。）の規定に該当するとき。</p> <p>② 外為令別表の16の項の（1）に掲げる技術を同項下欄に掲げる<u>外国</u>において提供することを目的とする取引<u>若しくは当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引</u>又は外為令別表の16の項の（2）に掲げる技術を輸出令別表第3の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引<u>若しくは当該地域の非居住者に提供することを目的とする取引</u>であって、それぞれ貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）<u>第9条第2項第七号ニ及び第八号ニ</u>の規定に基</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 許可申請の対象</p> <p>(1) 技術の提供を目的とする取引</p> <p>① 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の16の項の中欄に掲げる技術を輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第3の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、「貿易関係貿易外取引等に関する省令<u>第9条第1項第三号の二ハ及び第四号ハ</u>の規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」（平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。）の規定に該当するとき。</p> <p>② 外為令別表の16の項の（1）に掲げる技術を同項下欄に掲げる<u>地域</u>において提供することを目的とする取引又は外為令別表の16の項の（2）に掲げる技術を輸出令別表第3の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、それぞれ貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）<u>第9条第1項第三号の二ニ及び第四号ニ</u>の規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。</p>

づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(2) 上記(1)の取引に関する行為

上記(1)の取引に関して、①特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画若しくは記録媒体を特定国に輸出しようとするとき又は②特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行おうとするとき。

ただし、上記(1)の許可を受けている場合には、この限りではない。

(注)「特定技術」及び「特定国」については(1)①の取引に関する行為においては、「外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術」及び「輸出令別表第3の2に掲げる地域」と、(1)②の取引に関する行為においては、「外為令別表の16の項(1)に掲げる技術」及び「外為令別表の16の項下欄に掲げる地域」又は「外為令別表の16の項(2)に掲げる技術」及び「輸出令別表第3の2に掲げる地域」とそれぞれ読み替えるものとする。

(3) 貨物の輸出 (略)

2. 申請手続き

(1) (略)

(2) 申請に必要な書類

① 技術の提供を目的とする取引について

A. 1の(1)の①に該当する申請の場合

ア. ～オ. (略)

(新設)

(2) 貨物の輸出 (略)

2. 申請手続き

(1) (略)

(2) 申請に必要な書類

① 技術の提供を目的とする取引について

A. 1の(1)の①に該当する申請の場合

ア. ～オ. (略)

以上アからオまでの作成方法等については、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(4貿易局第492号)に従って下さい。

カ. ～コ. (略)

サ. 「当該技術の最終用途を示す文書等」……………1通
(当該文書等が存在する場合のみ提出)

以上クからサまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について (お知らせ)」に従って下さい。

シ. オの書類の写しを提出する場合には、当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書 ………………1通

(ただし、オの書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出して下さい。この場合、当該原本については、内容確認の後返却します。)

シの証明書の様式は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(4貿易局第492号) 参考様式4を参照して下さい。

B. 1の(1)の②に該当する申請の場合 (略)

② ①の取引に関する行為について

ア. 特定記録媒体等輸出等許可申請書 ………………2通

以上アからオまでの作成方法等については、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」(4貿易局第492号)に従って下さい。

カ. ～コ. (略)

サ. 「当該技術の最終用途を示す文書等」……………1通
(当該文書等が存在する場合のみ提出)

以上クからサまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について (お知らせ)」に従って下さい。

シ. オの書類の写しを提出する場合には、当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書 ………………1通

(ただし、オの書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出して下さい。この場合、当該原本については、内容確認の後返却します。)

シの証明書の様式は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」(4貿易局第492号) 参考様式4を参照して下さい。

B. 1の(1)の②に該当する申請の場合 (略)

(新設)

- イ. 申請理由書 …………… 1 通
- ウ. 輸出等概要説明書 …………… 1 通
- エ. 提供技術説明書（許可申請をする技術の範囲が特定できるものであって、次に掲げる事項を記載したもの…… 1 通
 - (ア) 提供する技術の内容（型式名、機能、仕様、特性（以上の内容は、「パラメーターシート」等を引用することにより詳細を省略することができる。）、提供方法、提供する数量、期間・人数等）
 - (イ) 提供技術の該当理由（「外為令別表」、「貨物等省令」等）
 - (ウ) 提供技術により設計、製造又は使用されるシステム、製品等の概要（製品カタログ、要求仕様書等であって、仕様、性能が記載されているもの）
- (注) 必要に応じて、指定した文書等以外の文書等の提出をお願いします。

③ 貨物の輸出について

A. 1の(2)の①に該当する申請の場合

ア. ～ク. (略)

ケ. 「当該貨物の最終用途を示す文書等」…………… 1 通
(当該文書等が存在する場合のみ提出)

以上カからケまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」に従って下さい。

コ. (略)

B. 1の(3)の②に該当する申請の場合

(略)

② 貨物の輸出について

A. 1の(2)の①に該当する申請の場合

ア. ～ク. (略)

ケ. 「当該貨物の最終用途を示す文書等」…………… 1 通
(当該文書等が存在する場合のみ提出)

以上カからケまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」に従って下さい。

コ. (略)

B. 1の(2)の②に該当する申請の場合

(略)

④ 資料の一部省略

(略)

3. 通常兵器開発等告示又は通常兵器開発等省令における用語の解釈

通常兵器開発等告示又は通常兵器開発等省令における用語の解釈は、原則として次のとおりとします。

[通常兵器開発等省令 (本文関係)]

(1)・(2) (略)

(3). (削除)

(3). ~ (7). (略)

(8). 「利用する者」

(3). の「需要者」に同じ。

4. 事前相談 (略)

③ 資料の一部省略

(略)

3. 通常兵器開発等告示又は通常兵器開発等省令における用語の解釈

通常兵器開発等告示又は通常兵器開発等省令における用語の解釈は、原則として次のとおりとします。

[通常兵器開発等省令 (本文関係)]

(1)・(2) (略)

(3). 「電磁的記録」

電磁的記録とはフラッシュメモリー等の電子的記録媒体、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク、ハードディスク等の磁氣的記録媒体、CD、マイクロフィルム等の光学的記録媒体その他の記録媒体において人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(4). ~ (8). (略)

(9). 「利用する者」

(4). の「需要者」に同じ。

4. 事前相談 (略)

外国ユーザーリスト」についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国ユーザーリスト」について（平成21年7月24日付け平成21・07・21貿局第3号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>本リストは、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等（経済産業省告示第760号）」第二号に規定する「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に該当するものである。</p> <p>本リストを入手した者は、輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出又は外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の16の項の中欄に掲げる技術の同項下欄に掲げる<u>外国</u>において提供することを目的とする取引若しくは<u>当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引</u>を行う場合には、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（経済産業省令第249号）」又は「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（経済産業省告示第759号）」の規定により、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者の名称が本リストに掲載されているかを確認しなければならない。</p> <p>輸出する貨物の需要者又は提供しようとする技術を利用する者の名称が本リストに掲載されている場合は、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」に規定する「当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う（行った）旨記載され、若しくは記録されているとき」及び「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が</p>	<p>(略)</p> <p>本リストは、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等（経済産業省告示第760号）」第二号に規定する「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に該当するものである。</p> <p>本リストを入手した者は、輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出又は外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の16の項の中欄に掲げる技術の同項下欄に掲げる<u>地域</u>において提供することを目的とする取引を行う場合には、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（経済産業省令第249号）」又は「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（経済産業省告示第759号）」の規定により、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者の名称が本リストに掲載されているかを確認しなければならない。</p> <p>輸出する貨物の需要者又は提供しようとする技術を利用する者の名称が本リストに掲載されている場合は、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」に規定する「当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う（行った）旨記載され、若しくは記録されているとき」及び「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大</p>

告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」に規定する「当該技術を利用する者が核兵器等の開発等を行う（行った）旨記載され、若しくは記録されているとき」に該当するため、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかなきを除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

※ （略）

臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」に規定する「当該技術を利用する者が核兵器等の開発等を行う（行った）旨記載され、若しくは記録されているとき」に該当するため、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかなきを除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

※ （略）

輸出管理社内規程の届出様式等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出管理社内規程の届出様式等について（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第6号）

改正後	現 行
<p>輸出関連法規の遵守徹底について（昭和62年9月7日付け62貿第3605号）及び不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて（平成6年6月24日付け6貿第604号）に基づき、我が国における安全保障貿易管理制度に対する信頼性・透明性をより一層高める観点から、これまで多くの輸出関連企業等の皆さまから輸出関連法規の遵守に関する内部規程（平成6年6月24日付け6貿第604号にいう「コンプライアンス・プログラム」を含む。以下、「輸出管理社内規程」という。）を経済産業省へお届けいただいたところとす。</p> <p>この度、我が国における安全保障貿易管理制度に係る技術取引規制の見直し、罰則強化等の措置を講ずるため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）が改正されたところとす。これに伴い、輸出管理社内規程及び企業概要・自己管理チェックリストの届出様式並びに経済産業省ホームページにおける公表等について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 輸出管理社内規程の新規届出について</p> <p>輸出管理社内規程を新規に経済産業省へ御提出いただく場合には、以下の資料（①から④）を各1通ずつ下記7宛てに御提出ください。輸出管理社内規程とは、<u>外為法</u>をはじめとする輸出関連法規（以下「外為法等」という。）の遵守事項（別紙1に定めるもの。）をすべて含む内部規程（複数の規程によってこの内容が構成</p>	<p>輸出関連法規の遵守徹底について（昭和62年9月7日付け62貿第3605号）及び不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて（平成6年6月24日付け6貿第604号）に基づき、これまで多くの輸出関連企業等の皆さまから輸出関連法規の遵守に関する内部規程（平成6年6月24日付け6貿第604号にいう「コンプライアンス・プログラム」を含む。以下、「輸出管理社内規程」という。）を経済産業省へお届けいただいたところとす。</p> <p>この度、我が国における安全保障貿易管理制度に対する信頼性・透明性をより一層高める観点から、輸出管理社内規程及び企業概要・自己管理チェックリストの届出様式並びに経済産業省ホームページにおける公表等について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 輸出管理社内規程の新規届出について</p> <p>輸出管理社内規程を新規に経済産業省へ御提出いただく場合には、以下の資料（①から④）を各1通ずつ下記7宛てに御提出ください。輸出管理社内規程とは、<u>外国為替及び外国貿易法</u>をはじめとする輸出関連法規（以下「外為法等」という。）の遵守事項（別紙1に定めるもの。）をすべて含む内部規程（複数の規程によって</p>

されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部又は全部について他者の輸出管理社内規程を適用するものを含む。)をいいます。

- ① 輸出管理社内規程【様式任意】
- ② 輸出管理社内規程の届出について【様式1】
- ③ 輸出管理社内規程総括表【様式2】
- ④ 企業概要・自己管理チェックリスト【様式3】

輸出管理社内規程が経済産業省に受理された場合には、届出者に対して「輸出管理社内規程受理票【別紙2】」及び「企業概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」が発行されます。

2～7 (略)

様式1・様式2 (略)

様式3 (別紙参照)

様式4～様式7 (略)

(別紙1)

外為法等遵守事項

I 基本方針

組織の基本方針として、外為法をはじめとする輸出関連法規（キャッチオール規制を含む。）の遵守を明確に定め、届出者の責任において、これを周知徹底し、かつ、実行すること。

II 個別事項（キャッチオール規制に対応していること。）

この内容が構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部または全部について他者の輸出管理社内規程を適用するものを含む。)をいいます。

- ① 輸出管理社内規程【様式任意】
- ② 輸出管理社内規程の届出について【様式1】
- ③ 輸出管理社内規程総括表【様式2】
- ④ 企業概要・自己管理チェックリスト【様式3】

輸出管理社内規程が経済産業省に受理された場合には、届出者に対して「輸出管理社内規程受理票【別紙2】」及び「企業概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」が発行されます。

2～7 (略)

様式1・様式2 (略)

様式3 (略)

様式4～様式7 (略)

(別紙1)

外為法等遵守事項

I 基本方針

組織の基本方針として、外国為替及び外国貿易法をはじめとする輸出関連法規（キャッチオール規制を含む。）の遵守を明確に定め、届出者の責任において、これを周知徹底し、かつ、実行すること。

II 個別事項（キャッチオール規制に対応していること。）

1～5 (略)

6 資料管理

(1) (略)

(2) 輸出関連書類を輸出時・提供時から少なくとも7年間保存すること。(ただし、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表それぞれの5の項から16の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、輸出時又は提供時から少なくとも5年間保存すること。)

7・8 (略)

(別紙2)・(別紙3) (略)

1～5 (略)

6 資料管理

(1) (略)

(2) 輸出関連書類を輸出時・提供時から少なくとも5年間保存すること。

7・8 (略)

(別紙2)・(別紙3) (略)

自己管理チェックリスト

(記入要領)

1. A 欄には輸出管理規程の整備状況を記入。①～④を選択する項目ではいずれかの選択肢を、規程の有無を選択する項目では有・無のいずれかを選択した上で必要に応じて空欄に規程の種類や規程上の取扱を簡潔に記載。なおA 欄に(記入不要)と記された項目については、B 欄のみ記入。
2. B 欄は、規程の有無にかかわらず、実際の実施状況を記入。ア～オを選択する項目では該当する選択肢(一部は複数回答可)を、実施状況の有無を選択する項目では有・無のいずれかを選択した上で空欄に実際の取り組み状況について簡潔に記入。
3. B 欄には、直近1年間の事実を対象に記入することを原則とする。
4. 適当な選択肢がない場合や、「(一部) 定めていない」、「(必ずしも) 実行していない」等を選択した場合には、各設問の備考欄に貨物等の取扱を、または、末尾の特記事項欄に具体的な事情等を補足的に記入することが薦められる。
5. ここでいう「規程」には、当該規程に基づく細則、マニュアル、フローチャート等を含む。

評価項目		A 欄 規程上の取扱		B 欄 実際の取組		事業者名	
						記入年 月 日	
輸出管理体制							
1-1	輸出管理の最高責任者は、組織を代表する者か。		①輸出管理規程上で定めている ②輸出管理規程以外の規程で定めている ③規程上では定めていない ④他者の規程を適用する旨、定めている		(ア)規程どおり組織を代表する者が就任 (イ)規程とは異なる(または規程がない)が組織を代表する者が就任 (ウ)上記以外の者が就任 (エ)不在		

1-2	輸出管理に関する業務分担及び責任範囲は明確か。		①輸出管理規程において明確 ②輸出管理規程以外の規程において明確 ③規程上の定めがない ④他者の規程を適用する旨、定めている		A欄に①②④と記入した場合： (ア)規程どおり運用 (イ)規程どおり運用していない A欄に③と記入した場合： (ウ)運用上、分担・範囲が明確になっている (エ)運用上も不明確	
1-3	輸出管理情勢及び外為法等の改正動向を輸出管理部門が把握し、必要部門に連絡する体制になっているか。	有・無		有・無		
取引審査（該非判定を含む）						
2-1(1)	取引審査の最終判断権者は取締役（またはこれに相当する者）か。		①輸出管理規程上で取締役等と定めている ②輸出管理規程以外の規程で取締役等と定めている ③規程上では定めていない ④外部の者を最終判断権者としている		A欄に①②③と記入した場合： (ア)規程どおり取締役等が就任 (イ)規程とは異なる（または規程がない）が取締役等が就任 (ウ)上記以外の者が就任 (エ)不在 A欄に④と記入した場合(イ)～ (エ)または(オ)より選択 (オ)規程どおり外部の者が就任	

2-1(2)	最終判断権者が疑義ある取引を防止する体制であるか。		①輸出管理規程上で防止の権限と仕組みを定めている ②輸出管理規程以外の規程で防止の権限と仕組みを定めている ③規程上では定めていない ④他者の規程を適用し、防止の権限と仕組みを定めている		A欄に①②④と記入した場合： (ア)規程どおり (イ)運用上、不備がある A欄に③と記入した場合： (ウ)運用上、防止する (エ)運用上も防止できない	
2-1(3)	取引審査の最終判断者は、営業から独立した立場で判断できる者か。	有・無		有・無		
2-1(4)	取引審査の手続等 ①審査手続は明確か。 ②審査様式を定めているか。 ③貨物と役務それぞれの取引について審査しているか。 ④審査（取引可否の承認）は契約前に行われるか。	有・無 有・無 有・無 有・無		有・無 有・無 有・無 有・無		

2-2(1)	<p>該非判定の手続き（判定部門、判定結果の審査等）を明確に定め、リスト規制対象貨物等に該当するか否かの該非判定（リスト規制対象貨物等として輸出される（可能性がある）購入品の場合は判定書の入手）を行っているか。</p>		<p>①輸出管理規程上で明確に定められている</p> <p>②輸出管理規程以外の規程で明確に定められている</p> <p>③一部明確でない部分があるが定められている</p> <p>④定められていない</p> <p>⑤他者の規程を適用し、明確に定めている</p>	<p>各部門の取組</p> <p>(ア)判定担当部門がそれぞれ判定を行い、輸出管理部門がチェックしている</p> <p>(イ)判定担当部門がそれぞれ判定を行っている</p> <p>(ウ)一部に実行していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている</p> <p>(エ)一部に実行していない部門がある</p> <p>(オ)まだ実行していない</p>	
2-2(2)	<p>該非判定書等</p> <p>①該非判定書等の審査様式はあるか。</p> <p>②該非リストはあるか。</p> <p>③法令改正時、新製品増加時に該非リストは見直されているか。</p>	<p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p>		<p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p>	
				<p>各貨物等の該非判定</p> <p>(ア)全ての貨物等について、該非判定を（購入品の場合は、明らかに不要な場合を除き、判定書の入手を）必ず行っている</p> <p>(イ)一部に実行していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている</p> <p>(ウ)一部の貨物等については実行していない</p> <p>(エ)まだ実行していない</p>	

	④貨物と役務それぞれについて判定しているか。	有・無		有・無	
	⑤購入製品の該非についても再確認しているか。	有・無		有・無	
2-2(3)	該非判定は、新製品出荷前又は役務提供前までに行われているか。	有・無		有・無	
2-2(4)	多段階判定 ①該非判定は多段階で行われているか。	有・無		有・無	
	②技術内容を理解している者（技術担当者等）が判定しているか。	有・無		有・無	
	③規制内容を理解している者（輸出管理部等）がチェックしているか。	有・無		有・無	
2-2(5)	該非判定の結果は関係者に配布されているか。	有・無		有・無	

2-3(1)	顧客に関する審査の手続き（審査部門及び審査方法等）を明確に定め、審査を行っているか。		<ul style="list-style-type: none"> ①輸出管理規程上で明確に定められている ②輸出管理規程以外の規程で明確に定められている ③一部明確でない部分があるが定められている ④定められていない ⑤他者の規程を適用し、明確に定めている 	<p>各部門の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 審査担当部門がそれぞれ審査を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ) 審査担当部門がそれぞれ審査を行っている (ウ) 一部に実行していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている。 (エ) 一部に実行していない部門がある (オ) まだ実行していない 	
			<p>貨物等毎の取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) リスト規制対象貨物等及びキャッチオール規制貨物等の取引を行う顧客については必ず行っている (イ) 一部に実行していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ) 一部の貨物等については実行していない (エ) まだ実行していない 		

2-3(2)	<p>審査方法</p> <p>①顧客に関する審査の様式はあるか。</p> <p>②審査対象は明確か。</p> <p>③新規、継続顧客を区別しているか。</p> <p>④継続顧客を定期的に見直しているか。</p> <p>⑤ 間接輸出の場合も審査しているか。</p>	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無		有・無 有・無 有・無 有・無 有・無		
2-3(3)	顧客に関する審査は多段階で行われているか。	有・無		有・無		
2-3(4)	顧客に関する審査は契約前に行われるか。	有・無		有・無		
2-3(5)	<p>審査基準</p> <p>①審査基準は適正かつ明確に定められているか。</p> <p>②禁止顧客リスト及び要注意顧客リストはあるか。</p> <p>③当該リストは定期的に見直しされているか。</p>	有・無 有・無 有・無		有・無 有・無 有・無		

2-4(1)	需要者及び用途を確認する規程を定め、実行しているか。		<ul style="list-style-type: none"> ①輸出管理規程上で明確に定められている ②輸出管理規程以外の規程で明確に定められている ③一部明確でない部分があるが定められている ④定められていない ⑤他者の規程を適用し、明確に定めている 		<p>各部門の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている (ウ)一部に実行していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている (エ)一部に実行していない部門がある (オ)まだ実行していない 	
					<p>貨物等毎の取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)リスト規制対象貨物等及びキャッチオール規制対象貨物等については必ず行っている (イ)一部に実行していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実行していない (エ)まだ実行していない 	
2-4(2)	個別要件の確認					
	①用途要件（大量破壊兵器等の開発等及び軍事用途等）	有・無		有・無		
	②需要者要件 ・外国ユーザーリストの入手	有・無		有・無		

	<ul style="list-style-type: none"> ・懸念貨物等リストの入手 ・明らかなガイドラインの使用 <p>③インフォームを受けたときの手続きは明確か。</p> <p>④KNOW 通達に該当した場合の手続きは（経済産業省への報告を含め）明確か。</p>	有・無		有・無		
		有・無		有・無		
		有・無		有・無		
		有・無		有・無		
2-4(3)	不正輸出等の防止					
	①顧客から誓約書を取得して不正輸出・不正転用・不正転売防止を図っているか。	有・無		有・無		
	②契約書、納品書又は対象商品等に規制対象貨物の警告文が記載されているか。	有・無		有・無		
出荷管理						

3-1(1)	出荷管理のための手続き（管理部門及び管理方法等）を明確に定め、輸出許可が必要とされる場合の許可証、出荷指示書等と貨物（現物）の照合等の管理を実行しているか。		<ul style="list-style-type: none"> ①輸出管理規程上で明確に定められている ②輸出管理規程以外の規程で明確に定められている ③一部明確でない部分があるが定められている ④定められていない ⑤他者の規程を適用し、明確に定めている 		各部門の取組	
					<ul style="list-style-type: none"> (ア) 出荷担当部門がそれぞれ管理を行い、管理部門がチェックしている (イ) 出荷担当部門がそれぞれ管理を行っている (ウ) 一部に実行していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている (エ) 一部に実行していない部門がある (オ) まだ実行していない 	
					貨物等毎の取扱	
					<ul style="list-style-type: none"> (ア) リスト規制対象貨物等及びキャッチオール規制対象貨物等については必ず行っている (イ) 一部に実行していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ) 一部の貨物等については実行していない (エ) まだ実行していない 	
3-1(2)	管理方法					
	① 出荷時のチェックシートはあるか。	有・無			有・無	
	② 審査を受けていない貨物、E/L を取得していない該当品等の	有・無			有・無	

	<p>出荷が未然に防止される体制になっているか。</p> <p>③出荷の際に該非判定結果の確認ができる体制になっているか。</p> <p>④出荷チェックの結果は輸出管理部門に報告されるか。</p> <p>⑤取引審査後、船積みまでの間に客観要件、インフォーム要件に該当するに至った場合の体制が整備されているか。</p>	<p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p>		<p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p>	
3-2(1)	<p>通関時の事故がある場合には輸出管理部門に報告されることを明確に定め、実行されるようになっているか。</p>		<p>①輸出管理規程上で明確に定められている</p> <p>②輸出管理規程以外の規程で明確に定められている</p> <p>③一部明確でない部分があるが定められている</p> <p>④定められていない</p> <p>⑤他者の規程を適用し、明確に定めている</p>		<p>(ア)リスト規制対象貨物等及びキャッチオール規制対象貨物等については必ず実行される</p> <p>(イ)一部に実行されない事故があったが改善し、現在は必ず実行される</p> <p>(ウ)一部の事故については実行されない</p> <p>(エ)まだ実行していない</p>

3-2(2)	輸出管理部門で事故の把握ができているか。 (輸出管理部門の業務として定められているか)	有・無		有・無		
3-2(3)	事故について改善措置が実施されているか。	有・無		有・無		
監査体制						
4-1(1)	監査を定期的に行うものとなっているか。		①輸出管理規程上定められている ②輸出管理規程以外の規程で定められている ③規程が定められていない ④他者の規程が適用され、監査が行われる		(ア)リスト規制対象貨物等及びキャッチオール規制対象貨物等を扱う全ての部門について実施している (イ)規制対象貨物等に係る該非判定、取引審査、出荷管理を行う部門については全て実施している (ウ)規制対象貨物等を扱う部門については部分的に実施している (エ)まだ監査を実施していない (年 月実施予定)	
4-1(2)	監査体制は整備されているか。 ①監査対象部署は明確か。 ②監査対象項目は明確か。 ③監査スケジュール等は明確か。	有・無 有・無 有・無		有・無 有・無 有・無		

	④監査報告は会社上層部（代表取締役等）に報告されるか。	有・無		有・無	
	⑤輸出管理部門は監査結果を把握しているか。	有・無		有・無	
	⑥改善指導及び改善報告は行われているか。	有・無		有・無	
教育体制					
5-1(1)	役職員に輸出管理関係の教育を実施するものとなっているか。		①輸出管理規程上定められている ②輸出管理規程以外の規程で定められている ③規程が定められていない ④他者の規程が適用され、教育が行われる	(複数回答可) (ア)役員に対し定期的に教育を実施している (イ)輸出管理に関係する部門の職員に対して定期的に実施している (ウ)職員が輸出管理に関係する部門に配属されたときに実施している (エ)定期的ではないが実施している (オ)まだ実施していない (年 月実施予定)	
5-1(2)	教育・訓練の実施手続き ①定期的・継続的スケジュールになっているか。 ②教育・訓練の担当部門及び教育・訓練担当者は明確か。	有・無 有・無		有・無 有・無	

	③輸出管理部門が教育内容等をチェックしているか。	有・無		有・無	
	④階層別にコースを定めて実施しているか。	有・無		有・無	
書類					
6-1	輸出関連書類に事実を正確に確認し記載するものとなっているか。		①輸出管理規程上定められている ②輸出管理規程以外の規程で定められている ③審査票などの重要書類については定められている ④定められていない	(ア)全ての担当部門で必ず行っている (イ)一部に実行していない部門があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部に実行していない部門がある (エ)まだ実行していない	

6-2(1)	<p>輸出関連書類が輸出又は役務提供後7年以上(注)保存されるよう定められているか。 (注)ただし、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1、外国為替令(昭和55年政令第260号)別表それぞれの5の項から16の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、輸出時又は提供時から5年以上。以下この項目の「A欄 規程上の取扱」及び「B欄 実際の取組」において同じ。</p>		<p>①輸出管理規程上7年以上保存されるよう定められている ②輸出管理規程以外の規程で7年以上保存されるよう定められている ③規程が定められていない ④他者の規程を適用して7年以上保存されるよう定められている</p>		<p>(ア)全ての輸出関係書類を7年以上保存している(または7年以上保存する体制を整えている) (イ)一部に実行していない部門があったが改善し、現在は全て7年以上保存している(または7年以上保存する体制を整えている) (ウ)一部に保存していない書類がある (エ)まだ実行していない</p>	
6-2(2)	輸出管理関係資料の保管責任部門は明確か。	有・無		有・無		
子会社・関連会社の指導						
	子会社・関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行っているか。	有・無		有・無		

違反					
7-1(1)	輸出管理違反者に対して必要に応じ厳正な処分が行われるものとなっているか。		①輸出管理規程の中で内部処罰規程を整備 ②輸出管理規程以外の規程で内部処罰規程を整備 ③内部処罰規程がない		A欄で①又は②と記入した場合： (ア)規程を職員に周知している (イ)規程はあるが職員に周知していない A欄で③と記入した場合： (ウ)契約等に処罰規程がある (エ)処罰規程はない
7-1(2)	法令違反が判明した場合、速やかに関係省庁に報告されるものとなっているか。		①輸出管理規程の中で報告体制を規定している ②輸出管理規程以外の規程で報告体制を規定している ③報告体制に関する規程は無い		A欄で①又は②と記入した場合： (ア)体制が稼働できる状態になっている (イ)必ずしも稼働できる体制になっていない A欄で③と記入した場合： (ウ)関係省庁に報告する (エ)必ず関係省庁に報告するとは限らない
包括許可					
8-1	輸出管理部門で包括許可証を管理し、許可対象外の輸出等を行わない体制になっているか。		(記入不要)		(ア)輸出管理部門で包括許可証を管理し、許可証適用の可否を審査している (イ)包括許可証の管理と適用可否の審査は内部の他の部門で行っている (ウ)包括許可証の管理は外部に委託している (エ)包括許可証の管理担当は決めていない

8-2	<p>包括許可の範囲の輸出等をしようとする場合であって、その輸出貨物等が核兵器等の開発等、またはその他の軍事用</p> <p>途等に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いがある場合の対応を定めているか。</p>		(記入不要)	<p>(複数回答可)</p> <p>(ア)取引を停止し、輸出を行わない</p> <p>(イ)案件毎に許可の失効または届出の要否を判断した上で、個別に輸出許可を申請または経済産業省に届け出る</p> <p>(ウ)特に何も決めていない</p>	
8-3	<p>包括許可の範囲の輸出等をしようとする場合であって、その輸出等が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときの対応を定めているか。</p>		(記入不要)	<p>(複数回答可)</p> <p>(ア)取引を停止し、輸出を行わない</p> <p>(イ)個別に輸出許可を申請する</p> <p>(ウ)特に何も決めていない</p>	

その他特記事項があれば記入して下さい